

第12回軽米町議会定例会令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和 2年 9月14日(月)

午前 9時59分 開 議

議 事 日 程

- 議案第 1号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 議案第 2号 軽米町総合発展計画策定条例
- 議案第 3号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7号 令和元年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8号 令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 議案第10号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第11号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第12号 かるまい交流駅(仮称)建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 かるまい交流駅(仮称)機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第14号 かるまい交流駅(仮称)電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君					

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	吉岡		靖	君
総務課	企画担当課長	日山	一	則	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	梅木	勝彦	君	
納・会計担当課長		福島	貴浩	君	
税務会計課	課税担当課長	松山		篤	君
町民生活課	総括課長	橋場	光雄	君	
町民生活課	町民生活担当課長	坂下	浩志	君	
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君	
健康福祉課	福祉担当課長	角田	貴浩	君	
健康福祉課	健康づくり担当課長	小林		浩	君
産業振興課	総括課長	長瀬	設男	君	
産業振興課	農政企画担当課長	日脇	邦昭	君	
産業振興課	農林振興担当課長	畑中	幸夫	君	
産業振興課	商工観光担当課長	戸田沢	光彦	君	
地域整備課	総括課長	江刺家	雅弘	君	
地域整備課	環境整備担当課長	中村	勇雄	君	
地域整備課	上下水道担当課長	福田	浩司	君	
再生可能エネルギー	推進室長	戸田沢	光彦	君	
水道事業所	所長	菅波	俊美	君	
教育委員会	教育長	大清水	一	敬	君
教育委員会	事務局総括次長	工藤		薫	君
教育委員会	事務局教育総務担当次長				

教育委員会事務局生涯学習担当次長  
選挙管理委員会事務局長  
農業委員会事務局長  
監査委員  
監査委員事務局長

工藤祥子君  
吉岡靖君  
小林浩君  
竹下光雄君  
小林千鶴子君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長  
議会事務局主任主査  
議会事務局主事補

小林千鶴子君  
関向孝行君  
小野家佳祐君

---

◎開議の宣告

○委員長（茶屋 隆君） それでは、会議を開会します。

ただいまの出席委員は11人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。本日の欠席者はありません。

（午前 9時59分）

---

◎発言の申出

○委員長（茶屋 隆君） 本日は、議案第6号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてからです。

議案に入る前に、主要施策の11ページですけれども、インフルエンザ予防についての説明の時点で、健康福祉課健康づくり担当課長から報告がちょっと違っていたということでしたので、訂正したいという申出がありましたので、ここで受けたいと思います。

健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） それでは、主要施策説明書11ページ、衛生費の（2）、予防接種のインフルエンザ予防接種の部分について、中村委員の質問で65歳の誕生日前の方の接種についてご質問されまして、接種期間中に65歳になる方は誕生日前でも接種できるということでお答えしましたが、ちょっと私の確認不足でございまして、実際は65歳の誕生日になってからということでございました。おわびして訂正させていただきます。

その上で、例えば2月生まれだと2月まで接種を待ってくださいというのもどうかというところもありますので、その辺はちょっと改善について検討させていただきたいと思います。

以上でございまして。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 私も実際今の回答したとおりのほうに受け取ったので、質問したわけですけれども、ぜひやはり検討すべき事項ではないかなと。特に今年であれば、コロナの関係で、報道関係でも各地区で市民、町民全員にもうインフルエンザの補助とか無料での補助とかというふうなことをやるというふうなことも出てきておりますので、インフルエンザに関してのそういうふうなこと、誕生日が来る、来ないというふうなのであればちょっとうまくないのではないかなというふうな気がしてましたので、そこは検討すべき事項かなと思いますので、ぜひ。

あわせて、今までのあれから拡大して、今現在のコロナ状況の段階で、拡大した形での部分とか、そういうふうなのを考えるべきではないかなと思いますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

- 委員長（茶屋 隆君） では、こちら先ほど冒頭で言えばよかったですけれども、今日のお昼休みは12時から1時まで休憩しますので、審議の途中とかでも12時になったら休憩したいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。
- 

◎議案第6号の審査

- 委員長（茶屋 隆君） それでは、議案第6号 令和元年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

- 地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） それでは、議案第6号について説明いたします。

下水道事業特別会計の決算の数値につきましては、本会議場で資料をもって説明しておりますので、主要施策の説明書で説明していきたいと思います。

なお、決算書のほうは217ページからとなっております。主要施策の説明書につきましては30ページとなります。

実施事業でございますけれども、軽米町特定環境保全公共下水道整備事業、公共下水道枝線管路施設工事でございますけれども、向川原地区が延長359.2メートル、それからもう一つが公共下水道舗装本復旧工事でございますけれども、これも向川原地区、延長が372メートルとなっております。事業費は、この2つを合わせまして4,364万8,000円となっております。

以上でございます。

- 委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（茶屋 隆君） 質疑なければ、議案第6号を終わります。
- 

◎議案第7号の審査

- 委員長（茶屋 隆君） 議案第7号 令和元年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君、説明をお願いします。

- 健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） それでは、令和元年度介護保険特別会計の決算について説明させていただきます。主要施策の説明書は30ページでございます。決算書については243ページからとなります。

それでは、介護保険事業について説明いたします。介護保険法等の主旨に沿って利用者等の意思及び人格を尊重し、介護計画に基づき介護サービスを提供いたしました。

また、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護サービスを提供いたしました。

実施事業といたしましては、(1)として訪問介護サービス事業、延べ利用者数は2,044人でございます。(2)の訪問入浴介護サービス事業につきましては、延べ利用者数が33名でございます。(3)の通所介護サービス事業につきましては、延べ利用者数が1,665人でございます。(4)、ケアプラン作成件数は178件、(5)の認定調査件数は8件でございます。

介護保険特別会計の説明は以上でございます。

○委員長(茶屋 隆君) 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑ございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番(江刺家静子君) 健康ふれあいセンターのところでやっている介護サービスですけども、入浴サービスもほとんど減らして、まずほかの施設に利用者进行させるということが進んできたと思うのですが、今現在でも健康ふれあいセンターの介護事業所を利用したいという人はあると思うのですが、そういう人で来たけれども民間の施設に紹介したというような件数はどのぐらいあるのでしょうか。

また、ここの決算書の説明の事業目的及び効果等というところは、これは目的がそうで、場所、施設だからかもしれませんが、全く昨年と同じ内容になっています。ここの訪問入浴介護サービス事業で延べ利用者が33人なのですが、実質は何人ぐらいでしょうか。

○委員長(茶屋 隆君) 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長(角田貴浩君) 訪問入浴サービスの延べ33人となっておりますが、実人員は1名でございます。

健康ふれあいセンターを希望された方ということなのですが、ちょっと今現在把握しておりませんので、申し訳ございません。

○委員長(茶屋 隆君) 江刺家委員。

○3番(江刺家静子君) 私は、町で介護の事業所をやっているということは、単なる介護事業所とは違って、いろんな自殺予防とか生活相談とか、そういうのも兼ね備えたような、福祉も兼ね備えた事業所だと思っています。くつろぎの家とせせらぎとがありますけれども、町の中心部に健康ふれあいセンターがあることによって、例えば西と東側にあつて中心部にも1個あるというのは、それは本当に重要なことだと思います。どこに住んでいても、30分以内ぐらいでサービスを受けられる体制を目指すというふうな地域包括ケアシステム、そのようなことが書いてあるということですが、今も職員も大分いなくなつてきて、訪問介護とかそういうのしかなくて、デイサービスに来ている人はいないようなのですけれども、まずもう一回本当

は続けてほしいということと、それからもう一つはあそこにお風呂があるのですが、介護に来た人が入るお風呂ですよね。あれを町長が廃止すると発表したのは、私が議員になって1年ちょっとですので、去年の6月議会頃だったかと思うのですが、その半年ばかり前にあそこの入浴設備の修繕をしたりしているのです。だから、突如浮かび上がってきたのかなというふうに思います。計画的に近くに行きたいという人たちの要望に応じてほしいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 計画的にというのは、お風呂に関してですか。改修するからというのではなくて、何の計画。今の改修というのは、この前何かでお知らせでやったと思いましたが、それで今の……

○3番（江刺家静子君） それは違います。

○委員長（茶屋 隆君） 関係ない。

○3番（江刺家静子君） ふれあいセンターのお風呂。

○委員長（茶屋 隆君） だそうです。すみません。

健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） お風呂の修繕につきましては、当然昨年度は通所介護サービスを実施しておりましたので、それについて入浴サービスを提供する上で必要ということで改修したものでございます。

それで、30分以内に事業所があってということなのですが、通所介護につきましては町内では花の里もございます。ただ、訪問介護につきましては、町中心部にはふれあいセンターがなくなると、今現在くつろぎとせせらぎだけですので、町中心部にはなくなるということで、その点につきましては何とかなくならないような形で移行とか、そういったことを考えていきたいと思っています。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 2つまたお聞きします。

認知症の方とその家族、地域住民ということで、認知症カフェとか地域で支え合うという、そういう仕組みを今つくっているのですが、それはまだ健康な人がこの認知症カフェ、認知症になった人は実際もう来ないのではないかと思うのですが、そういう人たちも地域で支え合いましょうというのは、支え合い、支える力をまだ持っている人たちが主に対象になるのかなと思っています。軽米町内には、認知症と言われている方は何人ぐらいいるのでしょうか。

ちなみに、全国的な統計だと、高齢化率を40%として、その高齢者の10%ぐらいが認知症ではないかというふうに推計しています。軽米町には在宅で認知症の方を介護している方もいると思うのですが、そういうところの対応はどうなっているのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、お答えいたします。

認知症の今の現在の数というところでお答えしたいと思います、今現在介護保険の認定を受けている方がほぼ認知症に該当するということで、認定調査等で判定されておりますので……

○委員長（茶屋 隆君） マスク外して。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） すみません。その数といたしましては、8月末現在認定を受けておられる方は622件ということで認定を受けておられます。認知症のチェックが入っている方は、介護認定を受けている方に相当するということになります。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 622人ということでした。私が考えていたよりかなり多かったのですけれども、うちで介護をしたいと、そういう親孝行な人たちがうちで介護をしたいという人の助け、そしてまた老夫婦でお互いを心配し合いながら暮らしている人たち、こういう人たちの助けになるためにも、ぜひとも私はふれあいセンターの介護事業部門を継続していただきたいと思います。

あその場所は、そういう仕事を経験した人は、それはやっぱり普通の介護施設であれば損するようなところは取らないというような部分があるのですが、ふれあいセンターのところは、もちろん採算は頑張っしてほしいのですが、そうではなくてやっぱり福祉も兼ね備えたような事業所ということで、本当に大事な場所だと思っていました。

それから、町長はよく働く場所、雇用の場が大事だと言います。あそこも立派な雇用の場だったわけです。それを民間のほうに移してやったということは本当に残念なのですが、これからも事業を継続していただきたいというのを最後に付け加えますけれども、雇用の場と、さっきの認知症622人という方々は、施設に入っている方も幾らかいると思うのですが、在宅がほとんどでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） お答えいたします。

施設に入っている方も在宅の方もということで、認定を受けている方の件数ということでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私らが団塊の世代ということで、これから75歳にあと二、三年で近づいていくのですけれども、もう本当に人口ピラミッドは足元が細い、そういう状況になっていきます。これからの施設の継続について、もう一回伺いします。継続してほしいということです。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 江刺家委員の声と申しますか、町民の声もそういう声があることは、私も十分承知しております。今現在社協と話は進めておりますが、今後の経緯を見ながら、やはりどちらが請け負うにしても、中心部からなくならないように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんでしょうか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 主要施策の30ページですか、この介護保険事業、（1）、（2）、（3）、（4）とあるわけですが、前に説明を聞いたわけですが、ちょっと確認の意味でもう一回お聞きしたいのですが、ふれあいセンターを廃止することによって、ここに書いてある、なくなるのは介護サービス事業、入浴介護サービス事業、通所介護サービス事業がなくなるというふうな理解でよろしいでしょうか。

それと、ケアプランの作成業務は、従来どおりこれは実施していくというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） お答えいたします。

主要施策で（1）から（5）まで記載しておりますが、今現在昨年度で終了したものは、（2）の訪問入浴介護サービス事業と（3）の通所介護サービス事業でございます。今年度も引き続き続いているのが（1）の訪問介護サービス事業、あと（4）のケアプラン作成と（5）の認定調査というのは居宅介護支援事業という事業でございます。いずれ計画だと、この全てを廃止するというところで計画しているところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今まではケアプランを作成していただいていたわけですが、そうすると今度ケアプラン、例えば役場のほうにこういう状況だと、ケアプラン作成してもらいたいというふうなのは、そういうふうな電話なり連絡なり行ったとすると、役場のほうでは町内にある業者というか、介護士を紹介するというふうな紹介業務みたいなことになるわけですか、ケアプランに至っては。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） ケアプランの作成につきましては、居宅介護支援事業所でケアマネジャーがおるわけなのですが、介護保険の認定になりますと、ケアマネジャーがつくと。そこで、いろいろ町内の事業所がございまして、その中でふれあいセンターの事業所でその方について請け負うと申しますか、そういった場合に契約しまして、ケアプラン作成となっております。ということで、認定者に1人ケアマネがつくという形ですので、これにつきましても現在町内の事

業所でもケアマネがあまり、不足とまではいかないまでも、こちらも現在のところ引き受けてくれる余力はないところがございますので、今その辺もありまして、まだ継続しているところがございます。その辺も、また事業所に移管できないので、自前でやっているわけなのですが、いずれサービスを受けられないことがないよう、その辺は責任持ってやっていきたいと思っております。

○6番（館坂久人君） 紹介業務だけということなのですか。紹介することだけですか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） お答えいたします。

軽米町地域包括支援センターがケアマネジャーが担当するまでの総合相談窓口となっておりますので、認定が下りましたら地域包括支援センターで調整させていただくという流れとなります。

○6番（館坂久人君） ちょっと休憩してください。

○委員長（茶屋 隆君） では、休憩します。

午前10時25分 休憩

-----  
午前10時27分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 軽米町内の民間の業者さんたちもいっぱい受け入れてくださっていて、それで青森県のほうに紹介するという事も聞きました。ケアプランの作成なのですけれども、ある軽米町の民間の施設の方が役場のケアマネジャーをもう少し担当件数を増やしてもらわないと、3か所か4か所あるのですが、その方々はもうこれ以上取れないというくらいいっぱい担当しているので、役場のほうで頑張ってもらいたいという、役場とは健康ふれあいセンターのほうですね、ケアプランを立てる。それもなくなるということですか。

町内の業者も紹介すると言っていましたけれども、町内の業者でなくて、ちょっと青森県のほうの業者に行っていて、行く人がもうそっちまで行きたくないということで、介護度が上がっているのではないかなというような話も聞きましたので、ぜひとも、何回もすみません、しつこいようですけれども、ケアマネジャー今現在もいらっしゃると思うので、ケアプランの作成も続けてほしいと思います。いかがでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 実際のところ、ケアマネジャーも不足していて、ほかの事業所もなかなか厳しい状況で、ふれあいセンターはそういったことがありまして増やしております。実際利用者は増えております。

他市町村の施設の利用につきましては、ケアプラン作成に当たって、いろいろ利用者の希望を聞きながら調整しているところでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案7号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第8号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第8号 令和元年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君、説明をお願いします。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 議案第8号、後期高齢者医療特別会計について説明させていただきます。

主要施策の30ページをお願いいたします。令和元年度末の被保険者数は1,955名となっております。

実施事業につきましては、広域連合保険料負担金の納付ということで、被保険者の方から徴収した保険料を広域連合のほうに負担金として納付した金額が5,668万1,000円となっております。

(2)、広域連合保険基盤安定負担金の納付ということで、こちらは低所得者の方の保険料を軽減した際に発生する保険料の負担金について、町と県で繰入れして広域連合のほうに納付しているということになります。その金額が3,552万円ということになっております。県の負担金につきましては、一般会計の30ページの中に県支出金の県負担金の衛生費負担金として2,663万9,643円、県から負担いただいております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） まず、被保険者数が30人ぐらい増えているようなのですが、それに対して保険料が特別徴収が10.2%、普通徴収が15.3%伸びているのですけれども、これは保険料の率とかが上がりましたか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。

○町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 保険料につきましては、3年ごとに見直ししております、昨年度は上がっていないと記憶しておりました。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） この伸びた要因というのは何でしょうか。
- 委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、橋場光雄君。
- 町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 保険料の算定につきましては、均等割部分と所得に応じた所得割部分で構成されておりますので、この増えたのは所得割が増えたということで認識しておりました。
- 委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。
- 3番（江刺家静子君） 増えたということですか。結局上がった、所得が増えたということですか。
- 町民生活課町民生活担当課長（橋場光雄君） 所得が増えたから……
- 3番（江刺家静子君） すみません。
- 委員長（茶屋 隆君） 休憩してください。

午前10時33分 休憩

---

午前10時35分 再開

- 委員長（茶屋 隆君） 再開します。
- ほかにございませんでしょうか。
- 〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） では、議案第8号、質疑がなければ、質疑を終わります。
- 

◎議案第9号の審査

- 委員長（茶屋 隆君） 続きまして、議案第9号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について。
- それでは、地域整備課総括課長兼水道事業所長、戸田沢光彦君、説明をお願いします。
- 地域整備課総括課長兼水道事業所長（戸田沢光彦君） 議案第9号 令和元年度軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について説明いたします。
- 説明については、本会議上で決算書の詳細について説明をしておりますので、ここでは主要施策の説明書に基づいて説明したいと思います。主要施策の説明書の最後のページでございます。31ページとなりますけれども、実施事業等でございますけれども、有収水量につきましては59万8,120立方メートル、給水件数につきましては3万5,686件、これは12か月分ということで、件数は1か月分の12倍というふうな形でございます。それから、給水人口につきましては6,905人、給水戸数につきましては2,471戸となっております。
- 建設改良費でございますが、軽米上水平地区舗装本復旧工事、延長が369メートルでございます。それから、2つ目が軽米上水駒板地区配水管布設替工事でご

います。延長、ちょっと間違っていましたので、訂正いただきたいと思います。延長が294.6メートルでございます。それから、3番目の軽米上水中村地区配水管布設替工事でございます。延長が669.8メートルでございます。それから、4番目、軽米上水谷地渡地区配水管布設替工事でございます。延長が534.3メートルとなっております。それぞれ金額は右側に書いていますとおりでございます。それから、配水及び給水費の中で、軽米町水道施設台帳管理環境構築業務として275万円、委託料として支払っております。

簡単ですが、以上で説明とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） この決算の中身についてどうのこうのということではありません。実はある町民の方から、ちょっと水道の未給水地域ではない給水地域である状況、その中でかなり距離があるものですから、または川を横断して川の向かい側に何戸かあるというような状況。そうすると、自前でそれは当然受益者負担で水道を引っ張らなければならないことのようにですが、果たしてそれ引っ張られるかどうか。その現場にもよるでしょうが、そういう部分でちょっと利用したいが、利用できないと。ただ、先日上山委員のほうから未給水区域についての水道はどうなるのだと、計画についての一般質問がありましたが、未給水地域は、一般質問の答弁聞きますと、何らか助成をして水の便を図りたいということだったのですが、給水地域だとお金のお話をすれば1円も補助がないと。100%自分たちで引き込んで、川を横断するなり、また相当道路に延長して布設して使用しなければならないという実態なわけですが、これらについてどのように町民が理解すればいいのか。課長のほう、どのように検討するのか、またこれからさらに検討したいというのであれば検討していただきたいなど、そうと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課総括課長兼水道事業所長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長兼水道事業所長（戸田沢光彦君） 給水区域であっても、距離が遠いとか川を越さなければ水道を取ることができない、何とか町のほうで助成措置ということだと思っておりますが、いずれ給水区域については、これまでもある程度距離があってもそれぞれ受益の方が経費を持って引いているというふうなことでございます。給水区域の整備をするということになりますと、いただいた水道料金の中で整備をしていくということになります。ですので、なかなか今の状況の中で、これ以上区域内を広げていくというのは難しい話になるかと思っております。

ただ、まだまだ利用率としては低いことでもありますので、その辺は考えるべきことなのかなとは思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 前向きな検討といえども、なかなか現状は厳しいかなというように……同じ検討でも、そういうふうな答弁だなどと思って、今理解していましたが、川を横断して、例えば4戸なり5戸なりあるような集落の給水区域でありながら、結構距離があって川を横断して向こう側に行かなければならないとなると、県道から向こう側に行かなければならないというような状況は大変と、これはどうも計画そのものにのせるべきだったのではないかなと、そう思うのですが、今さらそういうことを言っても、なかなかもう難しい部分があるというようなことも、はねつけられればそれまでなのですが、これについて、町長、いかがですか。どこの地域だといえ、また後で詳しく説明したいのですが、そういう地域もあるというような理解いただきたいのですが、検討の余地はないのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） いろんな状況があると思います。水質の問題とか、今言ったような引き込みの距離とか、あとはもう自家水でなければいけないとか、いろんなケース、ケースあると思いますので、そういった情報は適宜受けながら、総合的な判断でしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、議案第9号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第10号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 続いて、議案第10号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第5号）について、補足のご説明があればお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 最初に、予算書の訂正をお願いしたいと思います。

13ページになりますが、13ページの上のほうの18節負担金補助及び交付金、金額が170万円。説明のほうで子育て世帯支援補助金1,259万3,000円とありますが、これを1,200万円に訂正をお願いしたいと思います。全体にこの59万3,000円が違っているというようなことなのですが、その他の部分へ影響することはございませんので、よろしく願いいたします。

それで、補正予算なのですけれども、これまでと同様に歳入全般につきましては私のほうから補足説明を申し上げ、歳出につきましてはそれぞれの所管課から補足説明をするというふうな形で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

歳入につきましては、7ページを御覧いただきたいと思います。11款地方交付

税でございます。1項地方交付税、1目地方交付税2億2,922万3,000円を補正計上してございます。これにつきましては、普通交付税の額が確定したことから、当初予算との差額分を増額計上させていただいたものでございます。

次が15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金250万円を計上させていただいております。節としては、児童福祉費補助金となります。子ども子育て支援交付金、これは軽米であれば児童クラブ、あとピヨピヨ広場におけるコロナ対策に対する補助金でございます。50万円掛ける2か所で100万円を計上しております。その下が保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業分）ということで、保育園のコロナ対策に係る補助金として、50万円掛ける3か所、150万円、合わせて250万円を計上しているものでございます。

次に、15款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金でございますが、26万1,000円を計上しております。節は国民年金事務委託金になります。年金生活者支援給付金に係る国民年金システムの改修に対する補助金で、補助率は10分の10として26万1,000円を計上しております。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金として1億3,594万5,000円を減額計上しております。これにつきましては、歳入歳出の過不足分を財調で調整させていただくというふうなことで計上しているものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思っております。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金458万円を計上させていただいております。前年度繰越金につきましては、6月の補正予算においても計上しておりますが、確定前の見込額として計上しておりますが、今回確定した額として458万円を増額計上するものでございます。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入につきましては281万6,000円を補正計上しております。これにつきましては、伝送路引込み工事負担金、これは光ファイバーになりますが、これは尊坊のメガソーラーの監視のシステム等へ引き込むものでございますが、本来であればNTTとメガソーラー事業者のほうでやり取りするものでございますが、幹線が町有の資産であるために、町として工事をしなければならぬということで、歳出のほうにも同額を計上しておりますが、そういった光ファイバーの契約関係で、当方で工事を実施することとし、その分の経費を負担いただくものでございます。

22款町債、1項町債につきましては、商工債、土木債それぞれ掲載しております。町債のほうにつきましては、提案理由の中で述べさせていただいておりますので、割愛させていただきます。

歳入のほうにつきましては、以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） そうしますと、歳出も説明していただいてから歳入の部分で質

疑を受け付けたほうがいいですか。いかがでしょう。

〔「全般で」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、歳出の説明をお願いします。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 歳出につきましては、9ページをお開きいただきたいと思ひます。

最初に、議会費のところに給料、職員手当等、共済費として増額計上してありますが、これは当初予算の算定時における人事の配置と、年度が改まって、実際にその人事異動により算定となる基礎人数、年齢構成が変わったというふうなことで、人事異動等による当初予算との差異を計上させていただいております。

以下、総務管理費とか、各科目において同様の補正の内容を計上させていただいておりますが、原因につきましては全ての科目同一ですので、以下の科目に係る人事異動を要因とする補正については説明を割愛させていただきたいと思ひます。

そうした上で、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費になります。19万1,000円を計上させていただいております。ネットワーク機器設定変更手数料ということですが、役場の中のネットワークには、パソコンとかネットワークの機械、プリンターとかも含めますが、様々なものが接続されているわけなのです。それには、電話でいうと内線番号みたいなのが割り当てられていて、その番号を基にデータを送ったりもらったりというふうなことをやっているわけなのです。今般セキュリティー対策の強化ということで、その接続の個数を増やさなければならないと。そうすると、内線番号のようなものを増やさなければならないということで、そういったシステム改修に係る手数料を計上させていただいております。

次が2目文書広報費、補正額は403万7,000円を計上させていただいております。内容といたしまして、需用費122万1,000円、これは修繕料ですが、こちらは光ファイバー網に係る経費になりますが、小軽米地区にこの光ファイバーの線を一旦集約したり、あとは送出するための機械等を収納するボックスがあるのですが、NTTの電話交換機と同じようなボックスがあるのですが、10年を経過し、雨漏れが発生しそうな状態になっているというようなことで、重要な機械を格納しておりますので、事前に雨漏り対策を行うというものでございます。

14節の工事請負費281万6,000円につきましては、先ほど歳入のところで申し上げましたけれども、軽米尊坊ソーラー発電所伝送路引込み工事というふうなことになります。いずれこれも281万6,000円で、歳入と同額を計上しております。

続きまして、10ページ、4目の財産管理費になります。補正額は200万円と

なっております。先ほど繰越金が確定しということで、歳入のところでご説明を申し上げましたけれども、その繰越金の全体のうち、半分以上を基金として積み立てるか、あるいは地方債の償還、公債費のほうで繰り上げて、公債費のほうに充てるというふうなことになっておりますが、当方においては財政調整基金に積み立てることとし、200万円を増額計上するものでございます。

あと、2項企画費、1目企画費でございますが、報償費として18万円を計上しております。これにつきましては、総合発展計画等策定に当たりまして、専門部会を開催して町民の方から参加願いたいということで18万円を計上しております。

8節の旅費6万円につきましても同様の専門部会に係る費用として計上させていただいております。

総務課分は以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 次に、町民生活課分、町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 町民生活課分といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、5目の支所及び出張所費についてご説明をいたします。

出張所に配置しております会計年度任用職員でございますが、この報酬と期末手当精査したところ、不足することが見込まれますので、報酬7万5,000円と職員期末手当1万円の補正をお願いしたいと思っております。

続きまして、12ページの2目の国民年金事務費に関わる12節委託料26万1,000円の補正をお願いするものでございますが、東北厚生局年金管理課から、この補正につきましては介護保険等の特別徴収に用いる基礎年金番号を国民年金システム上においても活用できるシステム改修を行いますということで通知があったところでございまして、係るシステム改修の所要経費を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

では、途中ですけれども、ここで11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

令和2年度軽米町一般会計補正予算、3款民生費、補足説明があればお願いします。

健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、12ページの3目老人福祉費について説明いたします。

8節旅費につきましては、健康づくりの会計年度任用職員の通勤手当が不足のために計上させていただきました。

次の11節、12節につきましては同じ事業でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けております飲食店事業への支援及び外出を自粛しております高齢者が家に閉じ籠もりがちの世帯に、健康増進のために75歳以上の非課税世帯を対象として弁当配達サービスを行うことで計上させていただいております。役務費につきましては、その切手代等の通信運搬費13万2,000円となっております。あと、委託料につきましては、町内事業者で手挙げをした事業者へ委託料ということで582万円となっております。

あと、10節の需用費につきましては、こちらは修繕料ということで44万円ですが、老人福祉センターの男女浴槽タイルの老朽化により、修繕が必要となっております。今現在受水槽の工事をしておりまして、老人福祉センターを休止している状況ですが、その休止期間中にタイルも同じく修繕して利用者に負担をかけないように修繕するというように計上させていただいております。

○委員長（茶屋 隆君） 続けてお願いします。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、3款民生費、2項児童福祉費の7節の報償費について説明いたします。

11万円ということで、内訳は軽米町認定こども園準備委員会委員謝礼ということと、あと認定こども園名称応募謝礼ということで計上させていただいております。

あと、10節の需用費1,030万円、消耗品ですが、こちらは前回第4号補正予算において子育て世帯支援共通商品券給付事業について、次のページの18節の負担金補助及び交付金で承認をいただきましたけれども、商品券を購入するという事で、10節需用費の消耗品へ計上させていただいております。

あと、13ページの12節委託料につきましては、今ご説明した事業についてですが、経費が不足いたしまして、商品券の印刷、振込手数料、換金手数料の事務費として55万5,000円を計上させていただいております。

次の18節の負担金補助及び交付金につきましては170万円の増ということで、先ほど総務課長から訂正がありましたけれども、1,200万円ということで、こちらは教育委員会と併せて行う事業となっております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小中学校、幼稚園、保育施設を利用している保護者に対しまして、給食費、保育料、副食費相当額を現金振込で交付することとして計上させていただいております。その下の1,030万円につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

あと、次の4目児童福祉施設費の報酬につきましては、こちらは小軽米保育園の産前産後休暇職員の代替としての会計年度任用職員1名の報酬として計上させてい

ただいております。

次の給料につきましては、こちらは当初予算で調理員という資格のない方の要求をしておりましたが、資格のある方が採用になったために、増額として計上させていただいております。

あと、3節職員手当等につきましては、先ほどの小軽米保育園の代替と、あと調理師の方の通勤手当の不足分を計上させていただいております。

あと、4節共済費につきましては、こちらも産前産後の職員の保険料ということです。

あとは、その下の旅費につきましては、晴山保育園の保育士の通勤手当の不足というところで計上させていただいております。

次の10節需用費につきましては、こちらは先ほど歳入の補助金で説明がありましたように、軽米保育園、小軽米保育園、晴山保育園へ新型コロナウイルス感染症対策として除菌剤、フェースシールド、ハンドソープ、除菌用ウェットティッシュなどの購入ということで、1施設50万円を上限に10分の10補助があるもので、155万円を計上させていただいております。

あと、その下の17節の備品購入費につきましては、軽米保育園とピヨピヨ広場へ高温スチームによる除菌効果のあるスチームクリーナーを3台と、あと除菌効果のあるナノイー加湿器を4台購入するというところで計上させていただいております。こちらも1施設50万円の上限のある補助率10分の10の補助金を活用するものでございます。

あと、5目児童クラブ運営費の10節需用費につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症対策として消毒用のものを購入するというところで56万8,000円を計上させていただいております。

あと、その下の光熱水費につきましては、熱中症予防対策として今年度エアコンを整備したところでございますが、電気料が不足になるところが懸念されましたので、計上させていただいております。

あと、17節備品購入費につきましては、児童クラブのほうにもスチームクリーナー1台分を計上させていただいております。こちらも補助のあるものでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 次、4款、健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君、説明をお願いします。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） それでは、4款衛生費、1項保健衛生費について説明させていただきます。13ページでございます。

まずは、1目の保健衛生総務費でございます。1節の報酬158万8,000円、

こちらは会計年度任用職員の報酬、あと4節の共済費25万4,000円、あと次のページの一番上、8節の旅費6万6,000円ですが、こちらにつきましては正職員の保健師が9月末で1名退職することになりまして、その代替として会計年度任用職員を採用したいというところで計上したものでございます。

次なのですが、14ページの2目母子保健活動費でございます。1節の報酬3万3,000円でございますが、会計年度任用職員の報酬を精査したところ、不足が見込まれるために増額について計上したところでございます。

次に、4目の保健事業費、8節の旅費5万1,000円、こちらも会計年度任用職員の通勤手当に不足が見込まれることから、計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 続きまして、4款衛生費、2項清掃費、町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、14ページについてご説明をいたします。

まず、2節の給料、3節の職員手当等でございますが、ごみ収集職員の給与等を精査したところにより、不足が生じるおそれがあることから、今回給料46万2,000円と職員手当、時間外勤務手当でございますが、39万5,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、10節の需用費でございますが、消耗品費を147万1,000円減額し、修繕料を128万5,000円をお願いするものでございます。内容といたしましては、消耗品のうちアースラブ菌、生ごみ消滅処理に係る菌の購入費でございますが、本年度で中止も含めた検討を進めている中で、昨年度繰り越したアースラブ菌、あるいは本年度購入した菌を合計して現在運営を図っているところでございますが、年度末まで何とかもたせるめどがついたところによりまして、予算額の約半分を減額しようとするものでございます。

続きまして、修繕料でございますが、ごみ収集車、パッカー車1台について、来年度更新予定車両でございましたけれども、エンジンが壊れてしまったということで報告を受け、大至急エンジン交換という大規模修繕をせざるを得ない状況となっております。既定予算の中からそれはお支払いすることで進めているところでございますが、当然想定外の修繕でございましたので、係る費用について今回補正をお願いしようとするものでございます。

続きまして、11節の役務費13万7,000円につきまして、これにつきましては全員協議会におきまして、諸経費の未払いの件についてご報告をさせていただきました。令和元年度予算から支出すべきところでもございましたけれども、出納閉鎖となりまして、もはや令和元年度予算から支払いすることが不可能となりました。

ので、令和2年度予算から支払いをしたものでございまして、これについては令和2年度予算は当然不足すると見込まれますので、ごみ収集車の登録手数料8万4,310円、予算化して8万5,000円、それから自賠責保険料、公用車保険料としてついています。これは自賠責保険料、これについては5万1,990円見込まれますので、予算化すると5万2,000円、それから26節の公課費でございますが、これについては3万2,800円の支払いが見込まれますので、予算ベース化して3万3,000円の予算を計上させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

さらに、18節の負担金補助及び交付金でございますが、例年通常予算で計上しておりました生ごみの処理機、それからコンポスト購入費、8月で予算を使い切っているような状況になりましたので、合計11件の申請があり、それぞれ補助金を交付しておるところでございますが、今後もコンポスト等の申請が見込まれますので、申請に係る補助金を用意したいというようなことで、合計33万6,000円補正をお願いしたいというふうに考えております。

町民生活課からは以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） では、6款農林水産業費、産業振興課農林振興担当課長、日脇邦昭君。

○産業振興課農林振興担当課長（日脇邦昭君） 15ページを御覧いただきたいと思ひます。

6款1項9目畜産振興費になります。18節の負担金補助及び交付金でございますけれども、725万円の補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、軽米町和牛繁殖農家緊急対策支援事業補助金、350頭分、1頭当たり1万円。それから、軽米町肥育生産緊急対策支援事業補助金、250頭分掛ける1頭当たり1万5,000円の375万円をお願いするものでございます。軽米町和牛繁殖農家緊急対策支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により和牛子牛の価格が低落していることから、市場への出荷に係る経費の一部を支援するものでございます。実施期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までといたします。それから、軽米町肥育生産緊急対策支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりましてインバウンド、訪日外国人客の需要が減少し、また外食需要も減少したことから和牛枝肉価格が低落していることから、和牛飼育元牛の導入に係る経費の一部を支援するものでございます。実施期間は、これも同じく令和2年10月1日から令和3年3月31日までといたします。

なお、両補助金につきましては、財源といたしまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、続きまして、産業振興課農政企画担当課長、長瀬設男君、説明お願ひします。

○産業振興課農政企画担当課長（長瀬設男君） それでは、続きまして、下段の12目の農地費、10節需用費でございます。これは、農道の舗装修繕ということで、パッチングを予定しておりまして、66万円を補正するようお願いするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（茶屋 隆君） では、続きまして、7款商工費、産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） それでは、16ページを御覧いただきたいと思ひます。

7款1項3目の観光費でございます。179万3,000円の補正を備品購入費でお願ひするものでございます。内容につきましては、かるまい冬灯り用イルミネーション購入費になっております。イルミネーションにつきましては、例年町内団体の皆様からご協力をいただきながら設置しておりますが、コロナ感染拡大防止のため装飾作業を集団で行えないことや、向川原地区の方の高齢化等もありまして、例年どおりの作業ができない状況でございます。継続実施をしたいと考えておりまして、今回容易に設置できる組立て式のイルミネーションを購入したいというものでございます。臨時交付金の該当の見込みになっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 8款土木費、地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君、お願ひします。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） それでは、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費について説明させていただきたいと思ひます。

まず、10節需用費、これは修繕料70万円でございます。内容につきましては、町道向高家下尾田線の高家側がボックスカルバートで横断しております。瀬月内川に接続されているわけですが、そのボックスカルバートの脇が陥没し、これまで数回補修用の合材で補修しましたけれども、改善が見られないため、今回この箇所を掘削して修繕するための予算を計上させていただきました。

それから、17節備品購入費です。45万1,000円。内訳といたしましては、凍結散布剤積込機購入費28万6,000円、それから車載式、これは2トンダンプ用ですが、凍結防止散布剤の散布機16万5,000円でございます。これは、いずれにいたしましても2機とも中古品でございます。八幡平市が使用していたものであり、メンテナンスも施されており、まだまだ使用可能な機械というこ

とで、今回購入することといたしました。

ちなみに、新品の価格ですと積込み機につきましては360万円ほどいたします。それから、2トン用の散布装置ですけれども、210万円ほどの金額がするものでございます。

購入する理由といたしましては、昨年まで融雪剤の積込みは職員4名から5名ほど出て、融雪剤をダンプに積込みしているところでございます。特に土曜、日曜、あとは休日等の際には、職員を導入して積込みしておりましたけれども、この機械を購入することで、最低2名あれば積込みも可能となるということでございまして、夜間等の緊急時の出動においても対応が可能になるというものでございます。それから、2トンダンプ用の融雪剤の積込み機ですけれども、これにつきましては滑り止め用の焼き砂も町内に設置させていただいているわけでございますけれども、この焼き砂と一緒に融雪剤も散布できるということで、急勾配のあるようなところに効果があるものということで、今回購入する予定としているものでございます。

次に、道路新設改良費、12節の委託料等でございますけれども、これにつきましてはこの間議員の先生の方々から現地のほうも確認していただき、工事の内容等につきましては説明させていただいたところでございます。町道下晴山貝喰線の法面工事を実施するための予算でございます。12節委託料840万円、それから14節工事請負費3億896万8,000円、それから16節公有財産購入費として250万円、それから21節ですけれども、立木等の補償料250万円を予算のほう計上させていただきました。

よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○委員長（茶屋 隆君） では、9款消防費、災害対策費、町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 18ページ、9款消防費、1項消防費、3目災害対策費についてご説明をいたします。

今回補正をお願いするのは、17節の備品購入費126万円でございます。これは避難所用といたしまして、密を避けるための動線確保や避難者の区画割りに使用する快適な仕切りを購入しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

次、10款教育費、教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 教育費についてご説明申し上げます。18ページからになります。

19ページの10款1項2目事務局費の中の10節需用費でございます。こちらのほうは、57万円計上させていただいております。修繕料ということで、こちら

はスクールバスのエアコンの修繕ということで、2台分の修繕をお願いするものでございます。

それから、その次、2項の小学校費、学校管理費の需用費、同じく修繕料ということでございます。こちらのほうは、小軽米小学校のプールの屋根の修繕ということで38万6,000円を計上しております。

それから、3項の中学校費、1目学校管理費の中の需用費、同じく修繕ということでございます。こちらにつきましては、軽米中学校の校庭の小学校側の農地との境の部分がちょっと崩れておりまして、その法面の分を修繕するというもので、179万7,000円を計上してございます。

続いて、5項社会教育費です。ページをめくっていただいて、20ページ、5目の文化財保護費のところですが、職員手当等、それから旅費のところでございます。会計年度任用職員の通勤手当4万8,000円を計上しておりましたが、こちらのほうは手当ではなくて旅費ということで、費用弁償という形で組替えをするということで4万8,000円通勤手当を減額をして旅費のほうに4万8,000円を計上させていただきたいと思っております。

それから、8目の民俗資料館費です。備品購入費ということで、こちらのほうは空気清浄機を館内に設置をしたいということでその購入、6台分ということで104万3,000円を計上させていただいております。

それから、6項保健体育費、3目の体育施設費でございます。こちらは、トータルで1,000円の減ということになります。会計年度任用職員の報酬等の精査をしたところでございます。報酬のほうを10万円減、そして職員手当の中で1節の報酬を10万円減して、職員手当のうち通勤手当を10万円減額して20万円にしております。そして、4節の共済費に7万7,000円の計上、これは社会保険料です。そして、8節旅費ということで、旅費のほうは17万8,000円の減額、トータルで1,000円の減ということでの補正をお願いしたいということです。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、歳入歳出全般について説明がありました。

次に、質疑を受け付けますけれども、歳入全般、歳出全般で分けて、受け付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第5号）、歳入全般について質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ歳出全般について質疑を受けます。

中村委員。

○4番（中村正志君） 歳出全般といっても、かなり幅広いなと……

○委員長（茶屋 隆君） 科目で進めたほうがいいですか。

○4番（中村正志君） 今回このような形で提案されましたけれども、できればさきの臨時議会みたいに、コロナ対策に関しては一つにまとめた形で資料を提出して説明いただければ、コロナに対してこういうふうな対策をやるのだなというのが理解できたかなと思うのですが、これだとどこまで今コロナに対してどのような対策を重点的にやっているかというのがいまいちょっと理解し難いなという、あちこちにあって。ところどころにあるようですけれども、その辺のところでもまとめた形でコロナ対策の今回の補正の要点といいますか、その辺まとめてちょっと説明いただければ。細かいのは、さっき説明いただきましたので、こういうことに気をつけて、こういう観点でコロナ対策の予算を計上しましたよとかというふうな形でちょっと説明いただければなというふうに感じるのですけれども。例えば私分らない部分も結構あったのですけれども、それは個々でお聞きしたいと思いますので、お願いしたいです。

○委員長（茶屋 隆君） では、総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今回のコロナ対策の補正予算でございますけれども、大きくは感染症予防対策に係る経費、それとあと子育て支援策の強化というふうに言えると思います。子育て支援の強化分につきましては、13ページで福祉担当課長のほうから説明がありましたけれども、子育て世帯支援補助金1,200万円を新たに計上しているところでございます。

そのほかは、補助金を利用してコロナ感染症の対策を施そうというのが、これも民生費のほうになります。児童クラブ、ピヨピヨ広場、あとは保育園になります。

そのほか避難所の感染症対策として、消防費の災害対策費のほうに計上させていただいております。

それと、申し訳ございません。あと、事業者支援としての本補正の目玉になると思いますけれども、15ページ、畜産振興費、軽米町和牛繁殖農家緊急対策支援事業補助金、あと軽米町肥育生産緊急対策支援事業費補助金375万円となります。

すみません。全体の予算規模、集計を取りまとめておりませんでしたので、申し訳ございませんが、紹介できないところです。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） それでは、ちょっと個々にもう少し詳しく聞きたいところは、この中で高齢者世帯配食サービス事業、これまたさっき70歳以上の方々に対して宅配サービス、そっちのほうはもう少しほかの市町村でも何かやっている、新聞等で見たのと同じような形なのかなと思ったりする。そっちの目的等を含めて再度詳し

く、ここをどのような形でいつ頃から始めるのかというのをひとつ教えてほしいと。

それから、もう一つは、子育て世帯支援補助金、これ前にも同じような名称があったような気がして、ちょっといまいちよく分からなかったのですが、新たにまたということは、前やったのと今回やるのはどこがどう違うのか、ちょっと教えてほしいということ。

あともう一つ、子育て世帯支援給付金、これ消耗品に組替えしたというふうに見ているのですけれども、商品券を購入するために消耗品と、いまいちよく分からないなど。商品券は、一つの金券ではないのかなと、金券が消耗品でいいのかなというふうにちょっと感じたのですが、その辺はどのようになっているのか。

この3点を教えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） まずは、1点目の高齢者世帯への配食サービス事業についてご説明いたします。

こちらの目的といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けております飲食店事業者への支援と、あと外出を自粛して家に籠もりがちな高齢者世帯の健康増進を図るために、弁当の配達サービスを行うものでございます。そして、対象者につきましては、75歳以上の住民税非課税世帯ということで、対象者は636人ということで計上させていただいております。まず、対象者は今年度中に75歳を迎える方としてございます。そして、生活保護世帯、施設入所、入院中は除くものでございます。月に2回、500円相当の弁当を町内の飲食店が夕食として配達するということになってございます。対象期間につきましては、10月5日から令和3年3月31日の約6か月となっております。

高齢者については以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 2点目の子育て世帯支援補助金の関係でございますけれども、保育園、幼稚園については、保育料と給食費、副食給食費の半年分相当、小学校、中学校においては、これも給食費の実質半年分相当を補助金として支出したいなというふうなことで計上しております。基準日としましては、10月1日基準というふうなことで考えてございます。金額ですけれども、小中学校の給食費の部分ですと615万円、差引きの部分が保育料、あとは副食給食の関係でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） 全部説明終わってから質問する。時間があるのであれば、今の聞きます。答弁あるのなら答弁を。

○委員長（茶屋 隆君） 説明を先に、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 子育て世帯支援補助金と子育て世帯支援給付金の違いでございますけれども、一般会計補正予算第4号で承認いただいていたのですけれども、その給付金については、高校生以下のお子さんに一律に1万円の商品券を給付しようという事業で、先ほども説明があったとおり、子育て世帯支援補助金のほうについては、中学生以下を対象に給食費であったり、副食費であったり、保育料であったりを負担している方々に補助金として、先ほど言ったとおりの金額等について補助するものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） この子育て世帯給付金の消耗品への組替えの考え方でございます。当初負担金補助及び交付金のほうで予算措置しておりました。ただ、この事業につきましては、通常商工会のほうで発行している商品券を活用してそうした支援事業のほうに使おうというふうなことで、プレミアム付商品券とはまた別個の形態になります。補助金としていたところですが、補助金となると補助の相手方が保護者の方でなければならないはず。ただ、補助金のほうから実際に支出されるのは商工会というふうなことになるわけで、補助金の目的と、最終的には商品券が保護者の方に渡るのでございますけれども、お金の支出先は商工会になってしまうと、そういったことで補助金の支出科目ではないわけです。そのほか扶助費はどうかというふうなことを議論しましたし、あとは報償費に合っているのではないかというふうなことでいろいろ検討しましたが、最終的にどの支出科目にも見当たる部分がないと。結局は金券ではございますけれども、一つの物理的な物であるわけです。それは、ただの物ではなくて、紙ではなくて、それこそ価値のある物ではございますが、物理的な物でというふうなことで、商品券が消耗品としての予算科目が正当であるというふうな結論に達し、消耗品のほうで予算措置させていただいたところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今3点質問させていただきましたので、その3点の中で1つずつ。

先に高齢者の配食サービスのほうを説明いただきました。ありがとうございます。そこで、飲食業者の支援、これほかでもやっているようですし、これもいいことだなと思います。そこで、飲食業者については業者選定等はどのようになさるのかなと。業者の方が配達もしなければならないということのようですから、大変な部分もないわけでもないのかなと、その辺ひとつ伺いたい。

もう一つは、子育て世帯の給食費等の補助という言い方していただきましたけれども、今までの給食費の3割部分をおあげするという、あれに対してもちょっと受け取り

方が様々なのですけれども、補助というのはどういう意味なのかなど。お金を払ってもらうために、お金をおあげして、それで給食費を払ってくださいという意味なのか、その補助がいまいちちょっとよく伝わらないのですけれども。言っている意味は分かりますね。今までは、給食費を全部払った人でないと3割分を還付しないというか、助成金としてあげないというふうなことで、同僚議員の中からは、もうそれを差っ引いた形で取ったほうがいいのではないかということで、もうそれでは駄目だよということでやっていましたけれども、今の補助というのはどういうことなのか。お金を全部その人たちに全部払って、金をやって、それを持った人が給食費を払うためのものなのか。もう給食費払わなければならないのだけれども、その補助金で全部差っ引くものになるのか。ちょっとその受け取り方があるかと思うのですけれども、そこをちょっとお伺いしたい。

あと、商品券の関係は、いろいろ議論をされて専門の方々がやったから、それで間違いはないということであれば、それはそれでいいのですけれども、すこやかベビー祝金だとか、ああいうふうなのと似たような部分もないわけではないのかなどいうふうな気はするのですけれども、その辺のところは、消耗品という金券的なあれがちょっといまいちよく理解し難いなのというのが最後ありましたけれども、またお願いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） それでは、中村委員の高齢者世帯への配食サービス事業の業者選定についてのご質問にお答えいたします。

業者選定につきましては、この事業案ということで議会の議決の事業となりますということで、町内17事業所にアンケート調査を行いまして、そういったときに手挙げをされますかというような、またどの地域を配達できますかというような調査票を基に業者選定をしているところです。

○委員長（茶屋 隆君） 次に、給食費補助、教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 子育て支援補助金のことについてでございます。こちらのほうの算定をする考え方としては、先ほどのとおり保育園、幼稚園、それから小学生、中学生までの方の子育てをしている世帯の人たちの生活の支援をするというのがやはり一番大きいところであって、その中でお話を進めたところが、支援をするという部分のところでの給食費について、全部納めていただくという部分を想定はそのとおりしておりますが、給食費の年間分で実質納めていただく方の金額の半年分というところでこちらのほうで計算をして、そしてそれを補助という形で考えております。それは、まず完全に金としてということになりますので、給食費に充当する場合もございますが、それ以外の部分で使っていただくというところはあります。単純に値引きをするということではなくて、給食費に

については従来どおり給食費として納めていただくと。そして、全部納めていただいたところに対しては、副食費の補助とか、そういったものもそのまま生かしてということになります。それらを全部抜いて実質年間の中で納めていただく金額の中の半額、半年分程度というところで計算をして、その分を今年に限って補助をするという考え方で、補助という形、捉え方で進めているところでございます。値引きという形ではなくてということ考えております。

- 委員長（茶屋 隆君） まだ3つ目答弁されていませんけれども、12時になりますので、ここで1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

---

午後 零時58分 再開

- 委員長（茶屋 隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

令和2年度軽米町一般会計補正予算、先ほど中村委員の質疑に答弁1点だけ残ってましたので、それからお願いしたいと思います。

総務課総括課長、吉岡靖君。

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 午前中、中村委員のほうから報償費についてのご質問がありましたけれども、報償費につきましては講演をいただいた講師等の謝礼金、あるいはお祝い品、例えば入賞者とか、そういった方々への褒賞、お祝いとしての支出の目的になっております。すこやかベビー祝金等につきましては、その条例を見てもお祝金をお届けし、祝福するというふうなことでございますので、そちらについてはそういうようなお祝い品というふうな考え方で予算措置されていると思っております。

一方で、今回の商品券のほうにつきましては、お祝いというふうな考え方ではなくて、補助というふうな支出であることから、当方として報償費からの支出には当たらないだろうというふうなことで判断したところでございます。

- 委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

- 4番（中村正志君） 今の件はよろしいです。

1点、先ほどの給食費の関係を再度確認したい。結局ごっちゃになってきてあれですけれども、保育料等の幼稚園、保育園の副食費と言えば、これは全額、今助成金というのではないと思うのですけれども、ただし小中学校の場合は3割助成というのがありますよね。全額納めた場合に、納めた人によって3割助成しますよと。それとの関連で、今は小中学校の場合、半年分と言いましたね、半年分補助金。だから、どの時点でどのような形で対象者にお金が行くのかということを知りたいのです。今まで助成金というのは、いずれ全納しなくてはもらえないわけ。未納の方にはそれはありませんよということなのか。そこの関係を併せて説明いただきたい

です。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） ただいまの給食費助成との関わりの部分ですけれども、教育費で予算措置しております給食費助成金は、従前どおり完納者に対して1食当たり90円の助成金を支払うことは継続、継続というかそのように実施します。今回の子育て世帯への支援ということですのでけれども、これは新型コロナウイルスの感染症予防に要する負担が増えているということで、この子育て世帯への支援をなお一層行うというもので、民生費で予算措置してございます。

積算に当たりましては、小中学校の給食費助成分を給食費を完納していただいたものと捉えて、その分を実質引いて、年間で定められている給食費の2分の1相当から給食費助成分を除いて積算して予算措置してございます。

○4番（中村正志君） 予算措置でない、どういう運用するかというのだ。支払い方。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） それは、10月1日を基準としまして、早ければ10月中に補助申請をいただいて、指定口座のほうに支払いといったことを考えてございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○4番（中村正志君） では、確認ですけれども、今のお話を私なりに理解すると、もう10月1日現在で全員に半年分の給食費をあげるのだよと、口座に振り込むのだよというふうに受け取りました。それでよろしいですね。

それらが年間分の中で全納するのに換算されて、それが全納になった場合は、なおかつ3割の助成金ももらえますよというふうに解釈しましたけれども、それでよろしいですか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 基本的にはそういう考えなのですが、給食費の部分については、就学援助をしている方には給食費支給分を支給するというふうなのが扶助費のほうにありますので、そういう方々はちょっと対象外になりますけれども、そういう解釈で。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 民生費の高齢者世帯配食サービスのことでお伺いします。

お弁当を作って配達する、これはよその市町村の例を見ると、配達はタクシー会社とか、そういうところにも仕事を与えるということで、宅配する人と作る人は別になっているのですけれども、これは作った人が配達するというのでしょうか。636人分で17業者ということなので、かなり配達が大変だなと思っています。

それから、もう一つ、生活保護世帯と施設入所者は除くとなっております。施設

入所者を除くというのは分かるのですが、生活保護世帯はなぜ除くのかということをお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） 今の江刺家委員から、配達について手挙げをした飲食業者が行うのかというご質問についてお答えいたします。

まずは、事業開始に当たりまして、他市町村の取組状況について調査をいたしました。調査いたしましたのは、野田村、葛巻町、九戸村、雫石町、この4町村でございます。江刺家委員がおっしゃいましたように、配達についてはほかの事業者をお願いしているところもございました。それで、町としてもどこか配達業者がいるかというところで調査をしまして、まずシルバー人材センターに問合せをいたしましたところ、人材がないというようなところで、配達も組織して行ってくれる方々がない状況で、どのようにこの事業を進めたらいいかということで再検討をいたしまして、配達込みで手挙げをしてくれる事業者ということで、行政区全ての対応について応えやすいように、町内の行政区、どこであれば配達できるかを含めて調査をしまして、飲食店業者でお弁当を作って配達もできるというところで実施する方向となりました。

あと、もう一点の生活保護は対象外というところにつきましては、生活保護につきましては、食費全て込みで保護費から国の基準でしっかりと支給がされているというところで対象外とさせていただきました。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） この前の臨時特例給付金とかという1人当たり10万円の給付のときは、生活保護世帯にも給付になったわけです。今野田村、九戸村とか、近隣市町村に聞いたということでしたけれども、そちらなんかも生活保護世帯には配達しないというようなことでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課福祉担当課長、内城良子君。

○健康福祉課福祉担当課長（内城良子君） ご質問にお答えいたします。

この間の10万円の給付につきましては、生活保護等については収入にならないという特例のものがございましたので、生活保護も対象というようなことでもございました。しかし、市町村で行う事業につきましては、生活保護は収入とみなすということで、どんな事業をやっているのか、軽米町では二戸振興局に保護を対象とする事業については報告しなければならないというのがございまして、それで対象外としたというところです。

もう一つの他市町村はというところでは、生活保護は対象になってございませんと認識しております。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

中村委員。

○4番（中村正志君） コロナの関係ではなく、道路改良、私たちが視察に行っただけでも、下晴山貝喰線、非常に急なところで、危険な場所だなどというふうなことを認識してまいりました。ただ、費用が非常にかかるなど。3億幾ら、この金額からは、多分毎年1年分以上、道路改良等をやる場合、1年以上の総予算以上のものだなどというふうを感じるわけですが、これから何年かかけてやるのではないかと思うのですけれども、何年ぐらいを想定しているのか。

また、これをやることによって、ほかの道路改良事業に影響はないのか。例えばこっちが金かかるから、そっちの今やっているところはちょっと中断しますよとか、そういうふうな状況にはないのか。起債を使うようでは、起債とか補助とかというのは、国の関係等があるかとは思いますが、また新たな道路改良等やらなければならないというふうなことにしても、順番が変わってくるのか、その辺含めてちょっと教えていただければと思いますけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、江刺家雅弘君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えします。

今回の法面対策工事ですが、こちらにつきましては特別な緊急自然災害防止対策事業債、現場でも説明しましたが、昨年と今年度までの期間が限定された事業でございます。想定された事業費内で何とか対策が可能になるということで、今回予算のほうを計上させていただいたものでございます。

そのほかの例えば来年度以降の道路改良工事等の起債とは、また別枠でございますので、ほかの道路改良工事等については影響がないものと考えてございます。

○4番（中村正志君） やっぱり1年で終わり。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） 今回単年度で終わります。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 全部。

○委員長（茶屋 隆君） はい、一括してやっていますので。

○10番（山本幸男君） 商工費、かるまい冬灯り用イルミネーションのこと。

組立て式の明かりを予算化のようではございますが、この冬灯りを見ていて、防災センターの向川原地区については、そういう明かりがついて大変にぎやかだなどという感じもしますが、比較して商店街が大変寂しいと、そんな感じを持っております。目的は、いずれ商店街のにぎわいというようなことで、そういったところにあると思うのですが、ただ何かしら商店街の人たちは余計に向かいが輝いてこちらが……と、そういうような感じを持つわけでございます。したがって組立て式というのであれば、場所を商店街へ移行して、あるいは商店街につなぐ橋等を含めて様々と検

討したほうがいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回組立て済みのイルミネーションについては、人が集まるというのがなかなかちょっと大変なことで、子供にしても、高齢者にしてもということで、今回補正のほうをお願いするもので、構想については防災センターのほうも一角といっても、場所もちょっと変えたいなというところで、いろいろ地元の方々と相談を進めておるところでございます。そういった形で、ちょっと今回据置きの部分については防災センターをベースに考えておりました。

おっしゃるところの商店街という部分については、非常に明かりが少ないという部分もあるお話をいただきましたが、確かにそういう部分はあるかと思えます。商工会のほうの青年部では、ただ去年までも仲町の物産館周辺に青年部が主催となって、積極的な取組として明かりをつけていただくということはやっていたいております。ただ、それはそれで一角にとどまっておるところでございます。大町周辺、それから荒町周辺、仲町周辺、全域の中で、その辺でこれからはぎわっていければ非常にいいなと私も感じております。

今そこまで持っていけるというお話は、この場ではちょっとできないのですけれども、いずれ橋をつなぎながらというお話もありましたが、ひとつ商工会、青年部を中心としてこれからも検討して、その辺の町のにぎわいに持っていけるような方策についてもちょっといろいろ相談をしていきたいと思えます。併せて、向川原地区の冬灯りについても継続しながらというところで、ちょっと検討していきたいなというところで進めていければと思えます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかに。

中村委員。

○4番（中村正志君） 教育費で中学校費の修繕が、軽米中学校のグラウンドの法面補修というお話がありました。ここについては、今始まったことでなく、何年か前にも雨が降って法面が崩れて、多分同じような場所ではないかなというふうな感じも受けるわけですが、ちよくちよくこれだけこういうことが起きるのであれば、もう少し全面的な改修を考える必要もあるのではないのかなということを感じるのですけれども。というのは、軽米中学校も町内1つになったこともありますし、グラウンドそのものもきちっとした、そんなに狭い場所でもないようですから、広い敷地内であればそれなりの工事をきちっとして、法面が崩れるというふうなことが起こらないようなやり方というのも今後考えなければならぬのではないかなというふうに今感じたわけですが、その辺のところはいかがでしょう。

- 委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 中学校のグラウンドの法面というふうなことで、数年前に災害で修繕した場所の隣に位置する場所でございます。現在のところ、ブルーシートで覆って被害拡大をしないような方策を講じております。全面的な改修というふうなことでございますけれども、それについてはこれからいろいろ考えてはいきたいと思いますが、民地がございまして、いろいろそこを使ってございますので、そこら辺も考えながら進めていかないといけないなどは感じております。
- 委員長（茶屋 隆君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 先ほど中村委員からも質問がありましたが、3款の民生費の子育て世帯支援補助金と給付金の関係です。気分的に言えば差別することなく、選別することなく、全員に半年払ったものとして口座に振り込むというようなことのようにございますので、それはよかったなと思っておりますが、そういう考え方に立てば、従来町が単独で様々やった支援策についても、払ったものとしても払うのだというようなことになれば、全てめでたしめでたしというふうになります。そういう考え方にはなりません。とりわけ今の関係、新型コロナ関係についてそういう対応をしたほうがいいのではないかなと思って、昨年度の結果がどうなったかということは聞いておりませんが、いろいろ議論した経緯がありますので、町長、教育長、どうですか、そういう対応について。
- 委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。
- 町長（山本賢一君） そういうご意見もあるとは思いますが、今回次長が説明したように、コロナ対策というふうなことで実施させていただきますので、それはそれとしてこういう考え方で実施するといった、従来は従来の方で実施するというような型でやらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 委員長（茶屋 隆君） 教育長、菅波俊美君。
- 教育長（菅波俊美君） お答えいたします。
- 先ほどの給食費のコロナ関係の支援については、ご理解いただいたというふうに思います。従来の給食費、納め方、助成の仕方についてご意見いただいたというふうに思っております。前回からお話しいただいたところでございます。これまでも申し上げてまいりましたが、給食費への助成につきましては、子育て支援、経済的な支援を町として行っているというものでございます。
- もう一つ、国の制度としてこれまでもお話出しましたが、就学援助というものがございまして、そういった中で総合的に支援等を進めてきたということでございます。助成についての考え方、これまでもお話し申し上げてきたのですが、町と

して年内に完納したものについて助成を行うという、一つの仕組みとして、システムとして行っているというふうに私は理解をしております。ですから、その仕組みを見直すという段階になりましたときに、お話しいただいております年度末に完納者のみ助成でなくて、もっと融通をつけた形での助成ではどうかとか、あるいは事前に助成分を差し引いた額を支払うとか、そういったご提案も検討ということになるのではないかとこのように思っております。現在は、こういった仕組みで行っていますということをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今ちょっと給食費のことで、就学援助の関係もあるのではということでした。この助成金については、就学援助を受けている子供には、完納した後の助成金というのは、これもやっぱり出していないのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、工藤薫君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（工藤 薫君） 給食費助成金の部分についてですけども、就学援助費受給者に対しては給食費を支給しますので、負担がないということで助成の対象外となっております。

○委員長（茶屋 隆君） あとありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### ◎議案第11号の審査

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第11号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、説明をお願いします。

町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） それでは、議案第11号 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入の主な補正項目でございますが、繰越金が確定したことに伴いまして、歳入、9款繰越金に3,918万円予算計上をさせていただきます。

また、8款の繰入金でございますが、当初で862万7,000円繰入れする予定としてございましたけれども、全額皆減とさせていただきます。

続きまして、歳出でございますが、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費の35万1,000円でございますが、税務会計課に配置しております会計年度任用職員の報酬と社会保険につきまして精査した結果、不足額が見込まれる状況にありますので、それぞれ30万3,000円と4万8,000円の補正をお願いしたく計上させていただきます。

また、2款の保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費1,500万

円と、それから2款の保険給付費の中の高額療養費400万円等の合計1,956万円ございますが、昨年度までの実績を基に推計いたしまして、今年度末までの不足見込額でございます1,956万3,000円を計上させていただいているものでございます。

併せて、7款の基金積立金でございますが、国保の財調基金に元本積立てといたしまして1,000万円の補正をお願いするものでございます。

以上、概要でございますが、これにて終わります。説明とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第11号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第12号から議案第14号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 続きまして、議案第12号、13号、14号、追加議案でございます。これ3件とも関連がございますので、全部説明をいただいて、一括で質疑をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、議案第12号 かるまい交流駅（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 議案第12号及び13号、14号でございますが、説明は本会議場で皆様方にご説明申し上げたとおりでございます。

資料要求がありましたので。

○委員長（茶屋 隆君） では、併せて資料の説明を。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、指名競争入札通知書に関する資料要求がありましたので、配布資料についてご説明申し上げます。

指名競争入札通知書は、ただいま議案として提出させていただきましたかるまい交流駅（仮称）建築工事に係る入札の通知書でございます。指名業者数は12社、発送の日は8月18日となっております。通知書につきましては、御覧のとおり入札に関する事項として工事名、工事場所、工期期間等を記載し、この通知書には設計図書の縦覧、あるいはその縦覧場所、あと入札、開札の場所等を記し、通知しています。添付資料といたしましては、入札の心得、それと工事入札に当たって工事内訳書の提出が必要ですよというふうなご案内、あと仮契約書の案を示し、あと複数年度にわたる工事となりますので、債務負担行為に係る契約の特則というようなことでございますし、あと併せて添付しておりますが、翌日には最低制限価格を

設定しておりますよというのを追加でご案内しております。

資料については以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、議案第12号、13号、14号一括して質疑を受け付けたいと思います。

質疑ございませんでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今回私がこの資料を請求しました。というのは、個人的なあれなのですが、私こういう指名競争入札とかという一連の流れとか、そういうのがよく分からないものですから、どういう書類を最初に送って出されてくるのかなというのがあります。

それで、入札の仕方は、一般競争入札とか指名競争入札とかあるということなのですが、今回入札の案内をもらった業者等なら、ここにアルバライフから始まって菱和建設まであります。この業者たちを指名する基準、二戸管内とか、近いところにもいろんな業者があると思うのですが、盛岡市まで広がっています。指名する基準、理由というのをちょっとお聞きします。

それから、最初にこのかるまい交流駅の構想というのが出たのは、第1期の百人委員の人たち、私もそのときは応募したのですけれども、そこで初めてかるまい交流駅という名前が出ていたかどうか分かりませんが、こういうのを造ろうとしているということで、このことについて協議をしていただきたいという話が突然出ました。それで、中身なりイメージが浮かばないので、いろいろしゃべっていたら、八戸市内の中心部にさくら野というデパートがあるのですが、その近くにはっちという建物があります。ホールもあったり、いろんな飲食店があったり、いっぱいあるのですが、はっちをイメージしてくださいということでした。ちょっとああいうビルは軽米には向かないのではないかなとかと思いました。図書館と公民館、公民館が古くなったからということですが、それから最初の意見を聞きたいということからかなりの年数がたっているのですけれども、その経過についてと、業者を指名した基準を、ちょっとお聞きします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 業者指名の選定でありますけれども、まず2年に1回、これは県等も今やっているのですが、町営建設工事請負資格者名簿というのを作成しております。それは、各業者から申請書を受けて、一定の審査を受けて名簿に登載するわけです。その工事の事業量といいますか、事業費に応じて、県ではA、B、Cランク、軽米町では1級、2級、3級、これは県のランクづけに準じておりますけれども、そういった3段階に業者をランク分けするわけです。その事業費に応じて、見合った業者を選定するというふうなことでございます。今回は、その中で二

戸市、あと久慈市、それとあと盛岡地区で、これまでの指名競争入札での入札案内の実績があるところというふうなことで選定させていただいております。

○委員長（茶屋 隆君） 経緯。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 始まりからの経緯というお話ですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、これまで議会の中で何度となく交流駅事業につきましては、その流れについてご説明申し上げてきたわけですが、それでも、それでは再度、ちょっと長くなってもいいですか。

○委員長（茶屋 隆君） 大体皆さん説明受けているから、簡単でいいと思いますけれども。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず、平成26年、商工会のアンケート、あとは商工会がやろうとした経済産業省の事業の中で、町と商工会館のマッチングで交流施設を建てられないかという検討が始まりました。その中で、町としてのメリット、老朽化した中央公民館、町立図書館、もう70年以上も図書館建っているわけですが、そういう一体的な事業は経済産業省の事業ではすることができないという結論に基づいて、平成28年度から町が主体的に複合施設を建てるという計画で候補地の選定に入っております。

第1候補地、係争中の土地等もありまして、平成28年度末に候補地を変更しております。まず、第1候補地が大体決定をして、その土地にどういう建物を建てるかというたたき台としての青写真、簡単な概略図等を作成いたしまして、平成28年10月には第1回建設検討委員会を開催いたしまして、14名の方に委嘱をしております。そこでいろいろ検討をして、内容等について協議をさせていただきました。平成28年3月に第2回目の候補地でございますが、全員から同意が得られたことから、議会の中で補正予算を提案してご説明申し上げ、予算化させていただきました。3月末までに一部用地、大駐車場を除いた用地の取得を完了しております。

その後、設計、候補地が決定いたしましたので、建てる建物、その周辺等の配置等も含めまして百人委員会にご提案を申し上げまして、どういう施設、内容が欲しいのか、若者から高齢者までの意見を百人委員会の中でお伺いし、また隣接者、地権者説明会、これは2回開催しておりますが、あとは住民説明会、これも2回開催し、基本設計を完了させたものでございます。

平成29年度に基本設計を作成し、次の年に実施設計を完了しております。平成31年度には、一部工事用道路として使う予定の町道大町下新町線の改良工事も終了し、今回建物本体工事、これも今年の3月の定例議会でご説明を申し上げまして、予算化承認いただいているわけですが、活用しようとする補助事業、

これも採択通知を頂き、決定通知の日付も確定していただいたということで仮契約をして、今回の議案、議会に本契約に係る議決をお願いしているものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明終わりました。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。流れを知っていらっしゃる方々は、きっと時間もったいなかったかと思いますが、業者の選定の指名ということで、盛岡市から2者、盛岡市にもいっぱいAランクだか1級の業者はいると思うのですが、この方々は前にもどこか軽米町の工事をした方とか、こういう関係の建物を最近建てた方ということで指名されたのでしょうか。

それから、図面が議会で議決したときのこの建物の中身がちょっと違っているようですけれども、その違っている、例えばこれによる……

○委員長（茶屋 隆君） どこが違っているのか、はっきりと。

○3番（江刺家静子君） ちょっと全部比べたわけではないのですが、例えばトレーニングルームとか、この辺が前に渡した図面とちょっと違っているようなのです。私もそれで違ったことによって、どのぐらい金額が変わってくるのかも分からないのですが、1回図面を見せて議決したときと、またこの次のと変わっても、特に議会には説明なくてもよかったですのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 盛岡地区で指名した事業者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これまで当方で入札の案内をして参加をしていただいた、入札会に参加をしていただいた実績のある業者ということで、選定させていただきました。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家静子委員。

○3番（江刺家静子君） そうすると、いっばいに案内したけれども、2者が参加したことがあるということですか。すみません。これまでに参加したことがあるというのは、どういう意味か。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 先ほども申し上げましたとおり、私も審議会の審議員の一員で、担当は総務課のほうでございますが、今回の工事は建築工事、機械設備工事、電気工事、これは岩手県の登録をしている1級業者が該当する業者になります。いずれも二戸管内、久慈管内、これは岩手県の指名されている名簿に基づきまして、軽米町でも作成しているわけでございますけれども、その該当する1級の業者の二戸管内、久慈管内の全ての業者、盛岡市については、これまで軽米町で大きな事業をやろうとしたときに指名をさせていただいて、入札に参加していただいた業者という意味でございます。工事を実際やったという意味ではございません。

この内容は、晴山小学校であったり、軽米小学校の建築工事の際に入札に参加していただいた業者という意味でございます。

あと、もう一点の図面が変わっているというお話でございますが、基本設計が完了いたしましたと、平成31年3月だと思っておりますが、いずれ基本設計が決定をして住民説明会を行っております。実施設計業務を平成30年4月から行いまして、平成30年度中に完成させまして、平成31年3月にセンターで行った住民説明会、この中では2階に、今おっしゃった運動器具等を活用してスポーツができる施設も設置しますよという説明をしております。現在の中身も変わりはありません。基本設計完了時から一切変わっている施設の内容はございません。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） すみません。素人が聞くのだと思って、ちょっと答えていただきたいですけれども、この議会にあった図面だと、まずこのトイレの数とかも違うような、トレーニングルームの広さも、フィットネスルームに変わっているのですが、ちょっともう一つ質問します。

最初、まずこの設計書ができたりして、平成29年度が基本設計で、平成30年に設計が出来上がったということで、それから見積りになって、今入札案内をやったわけですけれども、当初そのときに設計したときに、金額まではそれにも入らないのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 平成30年度に行った実施設計で事業費も一旦積算をしております。ただ、これは平成30年度の単価に基づいて作成されたものでございますので、昨年、令和元年度の当初予算でこれも議員の皆様方にご説明をしたと思っておりますが、130万円ほどで積算参考資料の作成業務、これは今の単価を調べて設計額を算定するために行った業務でございます。平成30年には、事業費等を一旦はじかないと、その計画を立てることができませんので、実施設計の中で事業費も積算しております。これを平成31年度の単価を使用して実際に工事発注をするという計画が立ったことから、前年度の10月頃から3月にかけて新しい単価での実施設計書に組み替えるための業務を行っていることでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 分かりました。その後、消費税も上がったということで、それで一回計算し直すということ。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） いや、そうではないです。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 公共工事の建物を積算する際は、おおむねこの設計コンサルが積算しても同じ方法で積算するわけでございますが、岩手県の単価、

県が定めている単価、これは4月、年度単価でございます。人件費から材料費等、全般の単価。まず、公共工事で建物を建てる際は、岩手県の単価を使用いたします。次に、岩手県の建築士協会が定めている単価を使います。ないものは、一般に売られている、市販されている単価等がいっばいついては、物価版積算資料を基に単価を選定いたします。それらでないものについては、業者から3者以上の見積りを取った上で単価を決定して、その単価を使用します。これは年度単価でございます。実施設計を行ったのは平成30年度、発注するのは令和2年度なので、令和2年度の単価に置き換えて設計書を作り直すための業務を行ったのが127万円ぐらいでしたか、その業務ということでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） それで、この計算をしたのは、そこの業者がそれぞれ計算したので、金額が違うのは当然だとは思いますが、私が町民に代わって聞いていると思って答えていただきたいのですが、20億円を超えているところもあれば、14億3,900万円、14億3,800万円のところもあります。この6億円ぐらいの違いが出てくるわけです。これは、どこの部分でこういうふうに違っているのでしょうか。業者の勝手だと言えればあれですけども、でもやっぱり根拠があると思うのです。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず、入札方式は一般競争入札と指名競争入札、一般競争入札はこういう工事をしますよという告示をします。それに基づいて、この工事をするための入札に参加したいという業者方が集まってきます。その中で、町が定める審査委員会等でその業者を審査した上で、どこどこの業者にするかを決定した上で入札を行います。

しかしながら、小さい町村等であれば、そういう組織を設置すること、これは大学の教授等、学識経験者も含めた組織を設置した上で審査しなければいけないということになっておりますので、なかなか小さい町村等では一般競争入札に付することは困難であります。あとは、業者を審査するための資料すらも、小さい市町村であれば持ち合わせておりません。

以上のことから、県の登録、県の認可をいただいて、競争入札をするための名簿に載っている信頼の置ける業者の中から選定したのが先ほどの選定理由でございます。選定した上で、指名競争入札を行うということでもあります。

今江刺家委員がおっしゃった高い方は14億5,000万円ぐらいでしたか、建築のほうでは落札になっているわけですが、20億円以上の方もいると。それは、強いて言えばこちらから指名をします。その指名される業者は、県の登録になっている方、かつ軽米町に指名競争入札をする際は指名をしてくださいという指名願を

提出していただいている業者であります。その中から選定して指名をすると。当然業者は、辞退をして入札に参加しなくても、それ以後の入札に影響を及ぼすようなこと、措置はいたしませんよということで、指名はさせていただいておりますけれども、指名願出している業者でございますので、当然役場で指名をして入札をしますと言えば、入札には参加していただくということが原則というか、良心というか、指名しても、今はうちは忙しいから行きませんよにはならないわけでございます。

ただ、その指名させている業者の中では、当然今現在仕事をいっぱい持っている業者もおられると思います。新たに大きな工事を取りたいと思っている業者もいると思います。それによって、当然価格の差は出てくると。これは全然珍しいことではないと考えておりますし、縦覧期間中の中でその業者からの質問等に対しても回答をさせていただいております。個人的な業者から質問書により質問があった場合であっても、指名している業者には、こういう質問がありましたと、これは業者名は伏せておりますが、こういう質問がありましたので、こういうふうに回答をいたしましたということを全業者に対して回答しております。

ちなみに、今回落札になった方は、その質問の際に何回も建築工事はどこまでののだ、機械設備工事との取り合いはどこまで考えていいですかとか、詳細にその見積りをするために質問された方、この方々が実際に予定価格に近い応札をして、その中から最低の金額の方が落札されたと考えております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 丁寧な説明いただきましたけれども、ご理解できましたでしょうか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 一応指名競争入札とはという言葉、私も調べてきましたけれども、丁寧な説明ありがとうございます。

最後にちょっと心配することがあります。それは、新聞なんかで見るとちょっと低めに入札をして取って、次ちょっと設計変更、設計変更とどんどん上がっていくというのがある、またよく工事には談合という言葉が新聞なんかで騒がれるのですが、そういうこともちょっと心配しなくてもいいような工事にしていきたいと。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 当初積算に使用した単価、途中で変更することはございません。ただし、これは国が例えば東日本の災害とか、急に物価が高くなるような経済的な大きな事件があった際、これは国交省からこういう理由により単価の見直しをして、設計変更の取扱いについても検討しなさいという文書が来ることがあります。そういう事案がもし生ずるのであれば、国、県の指導に対して、そのとおりに設計変更についても検討することはあると思いますが、その設計段階で使

用することを見込んでいたものについての単価というのは変わることはございません。ただ、これがどうしてもこの製品でない別の製品にする必要が生じたとかであれば、設計変更の単価の対象にはなってくるものと考えております。それ以外についてはないということでございます。

○委員長（茶屋 隆君） ここで10分休憩します。

午後 2時00分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第12号から14号まで引き続き質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんでしょうか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 全体の事業を3か年で行うというふうに聞いていましたけれども、3か年で、年次、どこからどこまでというのが分からないということだったのですけれども、見取図見て道路端に駐車場があるわけですが、例えば駐車場を先行して、ここは先にもう使えるようにするとかというふうな考えはないのかと、それだけです。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今のご質問ですけれども、多分道路端の大駐車場、そこは計画している道路より若干低いと。ここは、盛土をしなければいけません。交流駅の基礎工事からは、かなりの土量が出てきます。建物の基礎工事からは、相当の量の捨土が、掘削する土砂が出てくるわけですが、これを少しでも経済的に縮減をしたいということで、発生した良質な土砂を大駐車場の下に盛土をしたいと考えています。できる限り残土運搬処理を少なくし、経費の縮減を図りたいということから、令和4年と建物の完了年度を合わせて、その進捗状況を見ながら町道の舗装工事と駐車場工事、これを令和4年度に発注したいと考えております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○4番（中村正志君） ということは、最終年度。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） そうです。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 財政ということで予算の額なのですが、全体の予算額、補助金、その内訳を簡単にご説明願えないかなと。補助金が何ぼで、それから起債というか、何の起債を何ぼで、それから自己資金の持ち出しを何ぼとかというのは、分かれば大ざっぱに今の段階で。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございます。いずれ3年間で、今年から3年間の工事の中で、建物本体工事の建築、機械設備、電気設備につきましては、皆様方に議案でお示しした合計額、これに先ほど中村委員から質問がありました令和4年度に町道大町下新町線の舗装工事と大駐車場の整備工事の分が追加で発注になります。その中の総体的な予算でございますけれども、補助金額が、これは国との協議によって、その3年間、年度ごと、今年度、来年、再来年の環境省と協議をした上で実際の補助金を確定するわけでございますけれども、今の試算上は、約4億5,000万円ぐらいは補助金を活用できるのではないかと想定をしております。ただ、これは決定ではございません。あくまでもCO<sub>2</sub>削減の工事として国から認められてもらう分は、その程度にはなるのかなと考えております。

それ以外につきましては、過疎債でございます。ただ、今年度も総枠の減少等もございました。コロナの影響等によりまして。ただ、できる限り次の特定財源としては過疎債を使いたいと。100%充当して、7割が交付税措置されるという有利な起債を使いたいと。どうしてもその枠で、起債の枠を使うことができないのであれば、一般事業債、一般単独事業債という起債を使っていくと。あとは、ふるさとづくり振興基金も活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 基金がどのぐらい必要なのか今の段階で分からない。

○委員長（茶屋 隆君） ちょっとすみません、聞き取れませんでしたので、もう一度今の質問をしてください。

○10番（山本幸男君） 補助金がまず4億5,000万円と、大体想定するには今20億円を、いつだか22億円という数字もちょこっと出たような感じがします。それは、私の聞き間違いであったかどうか分からないけれども、20億円を超える予算額、補助金が4億5,000万円でありますと、あと十何億円が起債とかの形になって大変厳しいのではないかなというような感じをしますが、分かりますか、過疎債はどのぐらい、それから自己資金は何ぼぐらい必要だかということとは。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今年度当初の検討の協議では、6億4,500万円を過疎債で借入れができるという協議をしていたにもかかわらず、国のほうからコロナの関係で1億5,000万円ほどは減額といいますか、1億5,000万円はもう貸せませんと、差し引いた金額を過疎債ということになっております。その1億5,000万円分が一般単独事業債、交付税の措置を得られない起債に振り替えていかなければいけなくなったわけでございますが、予定としては来年、再来年

4億円程度ずつを、できれば満額過疎債を借りたいというところがございますけれども、これは今後のコロナ等の影響もありますので、その年度ごとに県及び国と協議をして決定するということになると思います。

いずれ国庫補助金は4億5,000万円程度、ふるさとづくり振興基金はあと3億円程度は満額活用しようと思えばできると。それ以外については、協議をしながら有利な起債ということになると思います。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 数字が出てきませんので、私も計算のしようもない。ただ、補助金が4億5,000万円で、残りの20億円を超えますと、大変と厳しい状況になるのかなと思っております。そのほかに、町道というか、道路の改修の工事等もあると思いますので、明快に財政状況を報告できませんか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） かるまい交流駅（仮称）に係る財源見通しについては、先ほど小林総括課長から話があったとおりでございます。いずれ試算の段階でありますので、要は年々によって若干の変動が、やはり今の段階、明確なという形ですと、なかなかお答えしにくい部分があるというふうなところがございますが、いずれ他の事業等への影響は極力少ないような形で財政運用はしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第12号、13号、14号の質疑を終わってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、質疑を終わります。

---

#### ◎総括質疑

○委員長（茶屋 隆君） これで本特別委員会に付託されました議案14件の個別質疑が終わりました。

これまで審査した14件について総括的な質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。最後ですので。

質疑漏れありませんか、皆さん。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） すみません。まだ同じ質問をしたいですが、よろしいですか。

私この交流駅を見たときに、フィットネスルームとか体育館とかぶるような部分

というのもあるのですけれども、人口が減っていくときに両方に同じような設備もあると……

〔「委員長、聞こえませんか」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） すみません。もう少し大きな声で。最初から。

○3番（江刺家静子君） 体育館と交流駅とトレーニングルームみたいなのがありますが、若い人の人口も減っているし、あればあったほうがいいとは思いますが、使う人口も減ってきているので、それは体育館の部分を新調させたほうがいいとか、そういうこれからの変更というのはあり得ないということですか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 変更があり得ないということはないと思います。しかしながら、スポーツジム、フィットネスルーム、欲しいと言ったのは百人委員会での若い方々の意見でございます。多世代、多目的に活用していただける施設、多分新しい建物が建って、周辺を見渡せるような環境の中でスポーツとかをできると。若い方の中には、南郷のプールであったり、体育館のスポーツジムを活用している方が結構おられるようでございます。軽米町の中でも。しかしながら、軽米町にはそういう施設がないので、他市町村等へ行っているわけございまして、そういう施設を若干なくすれば、何千万円かその事業費は縮小になると思います。絶対ないのかといえば、それはないわけではない。絶対要らないのだということになれば、設計変更での縮小も可能であるとは思いますが、目的が今後の活性化のための拠点とする施設で、若い人たちが活用できるようなメニューがない施設であっては、それは魅力がなくなるのではないかと私は考えます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかに。

大村委員。

○7番（大村 税君） 企画のところ、先般地域力創造推進委員のことでお聞きしましたが、その任用の制度とかというもの、認識して理解深めましたけれども、1点ご指導願いたいという点がございまして、お聞きしたいと思っております。

というのは、地域おこし協力隊、これは国の制度で1年から3年の期間があるわけですが。推進委員のこの事業については、単独予算で報酬を払っているということで、この期限がちょうど7月であったと記憶していますが、どういうふうな期限をもつての職員採用なのか、1点。

それから、もう一点は、年度内、年度会計というか、任用の雇い方と臨時職員というふうに、働き方改革の中であって、そういうふうな位置づけ、どういうふうな位置づけで採用されているかについてもご指導願いたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 地域力創造推進事業につきましては、令和元年度につ

いては町の単独事業で行ったわけですがけれども、またそういった類似の事業で国の制度等もいろいろ変わってきておりますので、できる限りもらえるところはもらいながら措置してまいりたいと。そしてまた、そういった見合った国の制度があれば、そちらのほうも活用していくというふうなことで進めたいと思います。ただ、いつまでを想定というようなことになれば、やはり3年程度で見直しをしていくというふうなことになるかと思えます。

任用の仕方でございますが、この事業につきましては商工会への委託事業としておりますので、役場でいう会計年度任用職員には当たらないというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○7番（大村 税君） これは私の私見でございますけれども、この制度からいいますと、商工会に委託というのは、俺はなじまないのではないかなど。やはり行政の中にあつて、この項目の推進を図るべきだと私は思いますが、そういう考えはございませんか。

それと、期限がないようにお話ししていましたが、やはりその目的達成したらば、その期限をどうするかその辺。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず、商工会への委託は、事業として見合わないのではないかと、こういうようなお話でございますけれども、ただ当方といたしましては、やはり中心街等を活性化させていきたいというふうなことですし、そこで要は企業誘致で様々な事業をお願いしているというふうなことで、そしてまた地域おこし協力隊を招致するに当たっても、前にもお話ししましたが、やっぱり受け皿がはっきり、しっかりしていなければならないというふうなことで、そういった中心街の活性化を進めるために、一番は商工会の方々の体制も整えてもらえればいいのではないかとというふうなこともありまして、商工会の委託事業としたところでございます。

任期につきましては、やはり総括的に評価をしてというふうなことで、地域おこし協力隊は3年というふうにあるわけですが、あれはやはり特交の対象にしますというふうなこともあつて、期限は区切られていると思うのですけれども、明確にもう3年間というよりは総括的な評価で見定めていきたいというふうに考えております。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○7番（大村 税君） 総括的というふうにご答弁願いましたけれども、総括的というのはどういう意味なのでしょう。ここに掲げている目標が達成したことで、そういうふうな考えになられるのか。

それから、もう一点、先ほど商工会ではなくて、役所のほうに配置すべきだという私の私見ですけれども、それは今再生可能エネルギー推進室に誘致企業の担当があって、再生可能エネルギーのほうの人員も俺は少ないと思うのです。そうであれば、その人がそこにいて進めるというのがベターではないかなと、こういう思いでお話しさせていただきましたので、コメントあったらお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 前に資料でお示ししましたけれども、地域力創造推進委員は、様々のことをやっていたいでいるわけです。地域おこし協力隊の掘り起こしであったり、移住、定住の推進、あとは交流の拡大、推進、中心商店街の活性化対策の推進ということでお願いしているわけでございます。そういったことを踏まえまして、やはり一つのが目標達成したから、そこで終わりというふうな考え方ではなくて、今申し上げましたとおり、様々な項目を総体的に見合いながら、町の状況がどうかということから判断していくというふうなことでございますので、再生可能エネルギー推進室にというふうなことでございますが、次年度以降の事業実施については、これからも今までのやり方も含めつつ、新しいやり方だとかというのは当然分析、検討が必要なことかなというふうには考えます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○7番（大村 税君） よりよい高い成果を上げるように、努力をお願いしたいということとで終わります。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんでしょうか。  
山本委員。

○10番（山本幸男君） 全体、介護の関係についてちょっと質問いたします。

先ほど様々な意見、交流の中で町長はデイサービスについて、何らかの質問に答える形で社協と協力する、社協の力を借りましてデイサービスを何とか復活させたというような話をされました。ところが、事務方の人たちの答弁を聞いておきますと、大体デイサービスの関係については、その流れも終わったというような捉え方で、ちょっと町長の答弁と事務方の答弁には温度差があるというような感じがいたします。したがって、本当に先ほどの中で社協から協力してもらってそういうのができればいいなと思っておりますが、実際は厳しいものかなというふうな感じもいたしますので、その関係についてちょっと確認の意味で質問いたしますので、よろしく。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） そこで、職員とは全くそういう乖離はございません。これまでの訪問入浴、それからまたデイサービスは、もう移管が終了しておるというふうに認識しておりますし、今継続してやっておるものは居宅と訪問です。ケアマネジャー

ですか、これは継続してやっているわけですが、これにつきましても先ほど私も申し上げたとおり、中心部のほうではやっている事業者はおりませんので、江刺家委員からもいろいろご質問いただきましたけれども、それがこれからも継続できるように、今社協のほうには移管をお願いしながら話は進めておりますが、そこら辺の機を見ながら、そこら辺がなくならないように頑張っていくということを申し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） この件につきましては、一般質問でも私ちょっと触れたので、何とか対応ができればいいなと、そう考えて質問しております。

デイサービスについては、廃止、縮小というような方向を役場が出して、その後順次社協のほうにその事業をうまく回して、そして最後にするというような流れだったのではないかなと、そう思っております。その面では、また社協というような形の発想は、何かしら来た道をまた同じな感じがして、実際にこういう形で動いて成果を上げていければいいなと、そう考えますので、確認の意味で、ぜひそういう方法を取ってもらえば、町民大歓迎だと私は認識しておりますので、いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ですから、何回も繰り返しになりますけれども、いずれこの居宅と訪問介護ですか、これにつきましては事業者が中心にないというふうなことで、社協との移管は想定しておりますけれども、それを進めながら、中心になくならないように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ぜひ頑張ってもらいたい。居宅、訪問入浴の関係もさることながら、デイサービス、認知症の関係、たくさんの人たちが、六百何人あるとかというような質疑ございましたが、その中身についてはちょっと施設に入っているのはどのぐらいで、それから疑いのある人がどのぐらいいるというのは、もう少し分りたいような感じもしますが、それらを含めてぜひそういうのを前に進めてもらいたい。

あわせて、いちい荘の関係等も検討、お願いの施設に該当になるのではないかなと思うのですが、その点もよろしく検討願いたい。いちい荘も、もしかするとそういう一翼を担ってもらう施設にはならないのかなと、なればいいかなと考えてはいるかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ちょっとすみません。先ほどの質問ですが、いちい荘が例えばデ

イサービスとか、そういった一翼を担えるような流れになるというか、いいよなというふうな……

○10番（山本幸男君） そうそう、そういうこと。

○町長（山本賢一君） それはまた社協というか、今運営している方々の考え方にもよると思いますので、そういった点は我々も少しお話ししてまいろうかなというふうに考えております。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 質問を変えます。まず、頑張ってデイサービスとかが継続なるように、一旦やめたものだから、実際大変ではないかなと、そう思いますので、どうぞ諦めないで、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、先ほどの交流駅の関係について、もう一度ちょっと質問いたします。交流駅については、まず今契約に出ている予算は、大体さっきのを見れば20億円、いずれ補助金が4億5,000万円で、その他は借金というか、基金という形で運営されるような感じでございますが、今まで様々予算審議をしていて、財源が決まらないで入札執行というのは、あまり例がなかったのではないかなと、そんな感じですが、ただ、年度が3年間にわたっておりますので、払う期限も分割になっておりますが、ただそういう形で契約をする、議決をするというのはなかったような感じもしますが、ちょっと異常でないですか、違いますか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先ほど申し上げました明確にということだと、なかなかお答え申し上げにくいというのは、3年間を見越した場合で、ある程度の全体の財政の見通しというのは当然立てているわけでございます。ただ、今それを明確なというふうなことでお答えしますと、その金額ありきになってしまっても、ちょっと誤解を生むのではないかなというふうなことでお答えしたものでございます。本年度につきましては、予算書上でその財源を示しておりますので、明確な財政見通しがないということではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 今質問したのは、そういう形で予算議決したことはないとは私は認識しております。それから、今のよう形で契約の認定をすとか、議決をすとかというのは、あまりなかったのではないかなという感じがいたしまして、ちょっと全体像も分からない。それから、そういう形の入札も異常ではないかなと、そう思います、その点はいかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 債務負担の限度額を設定した上で契約をするという工事は、なかなか大きい工事でなければ当然ないと思います。最近であれば、軽

米小学校校舎棟及び屋内運動場等の契約は、これは2年でございますが、平成24年度から平成25年度にかけて、平成25年度については債務負担額の限度額を設定した上で入札を行って議決をさせていただいております。これがたまたま今回は3年になったということでございますが、これは補助事業を少しでも活用して、少しでも一般財源を少なくするため、あとはできるだけその年度ごとのその他の事業に対する影響を少なくするために3年間に設定したものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○10番（山本幸男君） そうすれば、あるというわけだ。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） あります。

○10番（山本幸男君） あったというわけだ。

○委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ちょっと私の勉強不足というか、認識不足ですみません。いずれ前にも軽米小学校とか、そういう形があったというものであれば、それはそれでいいと。ただ、全体の予算が、今出すだけでも20億円、その他に残っているのは大型の駐車場、それから道路の整備、それからもろもろというか、あと25億か30億へ行くぐらいの感じ、いずれ状況はコロナをはじめとして大変厳しいものがあると。

それと、地方自治体の財政が厳しいかどうかというのは、文化会館とか、運動場とかというような大型の施設をした後、町村の財政が厳しいというふうな話も聞いたことがありますので、その面ではちょっと全体像が分からない中での今回の契約はちょっといかがかなと、そういう心配をしておりますが、いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 2時45分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 先ほども、事業費的にも30億円弱ぐらい、用地買収からであれば、設計料も含めて町道の改良工事、あるいは移転補償含めて30億円弱ぐらいになる事業なわけではございますが、例えば軽米小学校を建設するときも造成工事、グラウンド整備工事、旧校舎解体工事等を合わせれば、多分二十五、六億円ぐらいの事業費になっているものと記憶しております。その中で、文科省の補助事業を活用できた金額は、約7億円程度だったと記憶しております。なので、一概にもただただ高いのだという施設ではないのかなと考えます。当然学校も必要であります、この施設も今後の軽米町の活性化のために必要なものであると。当

然中央公民館、図書館も必要な施設なわけでございます。ただただ大きな文化会館を建てるだけの事業ではない。中央公民館、図書館、子育て支援、例えば青少年ホームで行っているような子育て支援、そういう施設が既に老朽化してきている。将来的に地震等にも耐えられないような構造である。これを安心して使っていただく、今後の軽米町の活性化のために使っていただく施設。なおかつ集合化して多目的に建設することによって、イニシャルコスト、ランニングコストの縮減が図られるということでございます。

まず、もう一度資金の関係ですが、今後の事業費は、駐車場整備等も含めまして約26億円くらいになるだろうと思っております。これは、あくまでも概算でございます。その中で、国庫補助金は4億5,000万円を今の段階では見込んでおります。起債は、有利な過疎債を使えるのか、あるいは交付税措置のない一般単独事業債を活用することになるのか。これは、今後協議をしなければ不透明なので、はっきりと申し上げることはできないと先ほどから総務課の総括課長もおっしゃっておられますが、いずれ起債は有利な過疎債、それを使えなかった場合、一般単独事業債、合わせて20億円程度の借入れを予定しております。ふるさとづくり振興基金は約3億円程度、一般財源は全くの起債も何も伴わない単独一般財源は2億円前後、2億円程度という概算でございます。ただ、これはあくまでも概算でございますので、その後は起債、借入れをする際に有利なものを借り入れるかどうかは、その年度にならないと、なかなか今の段階でどれほど借りられるかというところまでは答弁できないということでございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、委員長替わって、最後に質問というか、あれがありますので、よろしいでしょうか。委員長を交代したいと思いますけれども。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（西館徳松君） 茶屋隆委員。

○11番（茶屋 隆君） 私は委員長をやっている慣れなかったものですから、まずいろんな部分で答弁等あったかもしれませんが、私も聞き漏らしたかもしれませんが、最後に1点だけ、職員の非違行為についてでございますけれども、そのことについて再三総務課総括課長からも町民生活課長からも、今後のことに関してどういう対応をしていくかというようなこといっぱい述べられたこともありまして、町長からもそういうようなことに関しては、今後そういうことがないようにしていくということございましたけれども、もう一回だけ最後に町長に、この問題は本人の職務怠慢ということは全くですけれども、これからこういうことが起きないように、町民に対してしっかりと説明していただくことと、これからいろん

な対策を練って、こういうことが起きないということ、力強いお言葉を一言いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（西館徳松君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 何回も申し上げておるとおり、あつてはならないことですので、このようなことが二度とないように、しっかりと今後やっていきたいと思ひます。

以上でございます。

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございます。

○副委員長（西館徳松君） 替わります。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（茶屋 隆君） では、委員長を交代して、あと質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、質疑を終了します。

---

◎議案第1号から議案第14号の討論、採決

○委員長（茶屋 隆君） これからまとめに入りますので、当局の方は退席をお願いします。

〔当局退席〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、まとめに入ります。

討論される方ありますでしょうか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そうすれば、議案ごとに聞かなければならないのかな。どういふふうに進めればいいでしょう。討論される方、何号議案か。

中村委員は。

○4番（中村正志君） 議案第4号、一般会計決算の認定に対して反対します。

○委員長（茶屋 隆君） それだけですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） あと、江刺家委員は。

○3番（江刺家静子君） 4号と5号に反対します。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、4号と5号に反対がございましたので、4号と5号……

○4番（中村正志君） 委員長、理由を言います。ただ反対と話しても何にもならないから。

○委員長（茶屋 隆君） 分かりました。では、反対の理由、討論の理由を。

○4番（中村正志君） 最後に、茶屋委員長が町長から聞いて終わったような感じだった

のですけれども、職員の支払いの遅延行為、これが事件として報告されたわけですが、まず第一にこれが今回初めてだったというわけではないです。やはり7年前に起きている。内容は違いますけれども、最終的には同一人物だというふうな話も明らかになってきておりますけれども、そういう状況がまず更正されていないということ自体がやはり町として大きく責任を感じるべきではないのかなと。その中で、質疑の中で総務課総括課長が研修の意味を兼ねて派遣したという言い方、私ちょっと人事のほうを調べてみたら、事件があった翌年から山田町に派遣して、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、4年間派遣していると。この6年間の中で4年間山田町に預けていて、去年、おととしの2年間の中でこういう事件を起こしていると。これは何なのかというふうなこと。何か町としてちょっと責任放棄していたのではないかというふうなことをやはり少し重く受け止めるべきではないのかなと。それが実際事件発覚してから2か月以上もたってから我々に報告になったと。我々に報告があったということは、すなわち町民に対する報告は、またその後なわけです。だから、その事件に対しての重みを深く感じていないと。このことをやはり我々議員が容認することは、ちょっと町民に対する信頼を失うのではないかというふうなことがありますので、そういうふうなことで私は反対したいというふうに思います。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 国保会計は、保険者の負担と短期保険証のことについて反対。一般会計は、町長は学校給食費、今回コロナの関係で助成すると言っていますけれども、公約の第1番だったので、その公約がうやむやになったままだということ。

○委員長（茶屋 隆君） では、一応……

○10番（山本幸男君） 俺も反対だ。4号、5号。

○委員長（茶屋 隆君） では、採決ですけれども、採決は反対の……

〔「反対の理由聞かない」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、山本委員。

○10番（山本幸男君） 大体似たようなものだ。4号は、まずその点。町長が産業開発の関係で赤字を出して、また町が補填していく状況になったということが残念だと。これはやっぱり町が金を出しているものだから、その辺でその2つに反対。

あとは、5号については短期保険証のこと。

○委員長（茶屋 隆君） 分かりました。では、どうしますか。

○3番（江刺家静子君） すみません。最後の3議案の追加提案されたかるまい交流駅。

○委員長（茶屋 隆君） 11号、12号、13号にも反対。

○3番（江刺家静子君） はい。それで、これを一緒にまとめて言ってもいいですか……

○4番（中村正志君） 別々にやったほうがいいと思います。議案ごとにやらなければ、

反対があれば当然賛成があるでしょうから。

○委員長（茶屋 隆君） 議案ごとに。

○4番（中村正志君） 争点が分からなくなる。

○3番（江刺家静子君） では、12号。

○委員長（茶屋 隆君） 12号。

〔「12号だけ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 12号だけでいいですか。

○3番（江刺家静子君） 12、13、14と。

○委員長（茶屋 隆君） 12、13、14ですね。

○3番（江刺家静子君） では、12、13、14。

〔「みんな関連している」「入札なんだよね、これみんな」「一緒にいかべ」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 3つ一緒に。

○4番（中村正志君） 一緒にやれば、だって聞いている人はどれに言っているか分からない。一つ一つ賛成か反対があって、それで議決していったほうがいいと思います。

〔「それは議運で相談する」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、12号、13号、14号は一括してやるかやらないかは、委員長判断でできないものですから、では議運に諮っていただきます。

では、採決に入るわけですがけれども、私もなかなか慣れないものですから、これを見れば反対の議案があれば反対のある議案を1件ごとに採決するという事で、あとは認定の議案とそうでない部分と分けてやるとありますので、それに基づいてやりたいと思いますけれども。7回に分けてやらなければいけないみたいですので、もし間違っていたら指摘してください。

それでは、最初に反対議案があった議案第4号 令和元年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について採決したいと思います。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 6人ですね、賛成。

〔「賛成多数」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、原案のとおり賛成多数ということですよ。

次に、議案第5号 令和元年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数。

議案第5号は可決ということ。

その次、議案第12号、13号、14号、これは今ここでは一括していいですか。  
1つつやっただほうがいいですか。

〔「委員長の判断で」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、12号、13号、14号の部分は交流駅の部分ですので、一括して決を採りたいと思います。

議案第12号、13号、14号に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数ということ、可決ということ。

次、議案第1号、2号、3号、10号、11号、一括して……

〔「簡易採決でいいでない」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 簡易採決では、1号、2号、3号、10号、11号、原案のとおり異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 申し訳ありません。さっぱりよく分からなくて。

では次に、議案第6号、7号、8号、9号も異議なしで一括してやりたいと思いますので、異議なしでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） そうすれば、議案第4号、5号は反対ありでしたけれども、賛成多数で可、あとは12号、13号、14号も反対ありましたが、賛成多数で可ということ、あとそのほかの議案は異議なしということ、可ということ、以上に決しましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 申し訳ありません。さっぱりと委員長の進め方が悪くて。

委員長報告で何かお聞きすることがあれば皆さんから。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 分かりました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） では、これをもって会議を閉じます。

（午後 3時09分）